

第8回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年9月27日(月) 13:30~

ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第15号 住民説明会について

(2) 協議事項

協議第38号 各種事務事業(塵芥処理)の取扱いについて

協議第39号 各種事務事業(防災関係事業)の取扱いについて

協議第40号 各種事務事業(建設関係事業)の取扱いについて

協議第41号 各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについて

協議第42号 各種事務事業(市町立学校等の通学区域)の取扱いについて

(3) 提案事項

提案第43号 各種事務事業(国際交流事業)の取扱いについて

提案第44号 各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱いについて

提案第45号 各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いについて

提案第46号 各種事務事業(健康づくり事業)の取扱いについて

提案第47号 各種事務事業(都市計画関係事業)の取扱いについて

5 その他

第9回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 10月15日(金) 午後1時30分より

会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

第10回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 11月8日(月) 午後1時30分より

会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

第11回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 11月25日(木) 午後1時30分より

会 場 三木市役所 5階 大会議室

6 閉 会

第 8 回 協 議 会 会 議 資 料

平成 1 6 年 9 月 2 7 日

*** * 三木市・吉川町合併協議会 * ***

資料目次

番号	題名	ページ
報告事項		
報告第 15 号	住民説明会について	1
協議事項		
協議第 38 号	各種事務事業（塵芥処理）の取扱いについて	11
協議第 39 号	各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて	21
協議第 40 号	各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて	27
協議第 41 号	各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて	40
協議第 42 号	各種事務事業（市町立学校等の通学区域）の取扱いについて	54
提案事項		
提案第 43 号	各種事務事業（国際交流事業）の取扱いについて	59
提案第 44 号	各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて	62
提案第 45 号	各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて	71
提案第 46 号	各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて	84
提案第 47 号	各種事務事業（都市計画関係事業）の取扱いについて	98

報告第15号

住民説明会について

住民説明会の開催について、下記のとおり報告する。

平成16年9月27日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- | | |
|---------|---------|
| 1 開催日程 | 別紙1のとおり |
| 2 説明会資料 | 別紙2のとおり |

別紙 1

合併に関する住民説明会日程

三木市

番号	開催日	時間	開催場所
1	平成16年10月30日(土)	午後7時から	細川町公民館 大会議室
2	平成16年10月31日(日)	午後7時から	緑が丘町公民館 大会議室
3	平成16年11月 4日(木)	午後7時30分から	志染町公民館 大会議室
4	平成16年11月 8日(月)	午後7時30分から	口吉川町公民館 大会議室
5	平成16年11月12日(金)	午後7時から	中央公民館 大会議室
6	平成16年11月13日(土)	午後7時30分から	別所町公民館 大会議室
7	平成16年11月20日(土)	午後7時から	自由が丘公民館 大会議室
8	平成16年11月21日(日)	午後7時30分から	青山公民館 大会議室

吉川町

番号	開催日	時間	開催場所
1	平成16年11月13日(土)	午後7時から	中吉川小学校 体育館
2	平成16年11月14日(日)	午前10時から	みなぎ台小学校 体育館
3	平成16年11月21日(日)	午後7時から	東吉川小学校 体育館
4	平成16年11月23日(火)	午後7時から	上吉川小学校 体育館

三木市・吉川町

新市まちづくり計画(素案)の概要



新市まちづくり計画とは

新市まちづくり計画とは、三木市と吉川町が合併し、新たな市として進むべき方向や将来ビジョンを示し、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性を醸成するため策定するものです。

三木市のまちづくり計画

「やすらぎのふるさと『ガーデンシティみき』」

吉川町のまちづくり計画

「緑豊かな交流と創造のまち」

住民アンケート結果

- 本格化する地方分権
- 少子高齢化・社会の成熟化
- 日常生活圏の広域化

新市まちづくり計画

合併後から10年間のまちづくり計画

「やすらぎのふるさと『ガーデンシティみき』」

- 都市間競争の激化
- 厳しい財政状況

本年4～5月に実施した住民アンケートでは、住民のみなさんからこんなご意見をいただきました

合併への期待

- ・色々な公共施設の利用が可能となる
- ・新しい発想のまちづくりが可能となる
- ・財政状況が改善する

合併への不安

- ・公共料金が値上げするのでは・・・
- ・地域格差が発生するのでは・・・
- ・行政サービスが削減されるのでは・・・

住民アンケートでいただいた主なご意見

生かすべき地域資源

- ・豊かな自然環境
- ・大都市に隣接し利便性に優れた定住環境
- ・金物、山田錦 など

これからの課題

- ・医療、福祉の充実
- ・公共交通の整備
- ・自然環境の保全 など

「やすらぎのふるさと” ガーデンシティみき”」

～すべての市民が共生し、市民参画による活力あるまちづくりをめざして～

新市の将来像を達成するための、まちづくりの将来目標

- 北播磨内陸地域の拠点都市づくり
- 「ガーデンシティ」にふさわしい都市基盤の整備や多自然居住環境の保全
- 快適で安心のふるさととして災害に強い防災都市
- ふるさとの歴史や地域資源を生かした個性が響きあうまちづくり
- 市民自らが生きがいを見出せる参画と協働社会の構築

新市建設の基本方針

①定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくりを進めます

子育て支援策の強化、生きがい対策の充実、防災・防犯対策、公共交通の充実、福祉・医療の基盤整備、生活環境を支えるコミュニティの活性化などを推進しながら、「いつまでも住み続けたいまちづくり」を目指します。



②人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくりを進めます



地域ブランドの強化、企業誘致体制の充実、体験型農業や官民の連携した地域振興体制の確立、環境保全を通じた市民交流の活性化などを推進し、活力ある交流のまちづくりを目指します。

③次世代に受け継がれる力強い行財政基盤づくりを進めます

市民参画によるまちづくりの充実、新しい時代に対応した行政運営、行政サービス拠点の整備充実、情報基盤の整備など、協働参画社会の構築と力強い行財政の基盤づくりを目指します。



10年後にだれもが「合併してよかった！」と実感できる、
子や孫の世代に受け継がれるまちづくりを目指します

新市のまちの構造

新市のまちづくりの中核を担う拠点（都市核・地域核）と、土地利用を総合的かつ適切に進めるためのエリアを設けます。また、東西方向および南北方向の「交流軸」を設け、新市内および周辺都市との連携や交流を促進します。

都市核・地域核	都市としての活力や住民の生活機能等を担う地域の拠点
エリア	新市の土地利用を総合的かつ適切に進めていくための、地域の土地利用特性をもとにした空間のおおまかな区分
交流軸	新市内や周辺都市との連携や交流を促進する軸



吉川町域のまちづくりの方針

山田錦や里山環境をはじめとする自然資源、文化資源やネットワークを含めた人的資源などの豊かな地域資源を十分に活かしながら、「新市の東の玄関口」として地域外との交流の促進を図るほか、定住環境や都市魅力の向上を目指したまちづくりを進めていきます。

新市の主な施策

「やすらぎのふるさと”ガーデンシティみき”」の実現のため、6つの柱で施策を進めていきます。

参画と共生のまちづくり

地域の個性を活かしたまちづくりの推進
ボランティアなど市民活動拠点の整備と充実
人権教育・啓発の推進



やすらぎと安心のまちづくり

総合的な保健サービスの提供
地域医療の充実
福祉コミュニティづくりと生活支援サービスの充実
子育て支援の充実



安全で快適なまちづくり

幹線道路や生活道路の整備・充実
生活バス路線の維持やコミュニティバス路線の充実
廃棄物の埋立て処分場の確保、ごみ減量・リサイクルの推進
上水道・下水道の整備
基幹的な公園や身近な公園の整備
消防庁舎、総合防災拠点の整備など災害・防災対策の充実
地域情報基盤の整備
区画整理事業の推進、住環境の整備



人と文化を育むまちづくり

学校・家庭・地域が連携した社会づくり
学校教育の充実、学校教育施設の維持・整備
吉川地域活動拠点整備
生涯スポーツ拠点の整備
文化財の保全・展示拠点の整備



いきいきと活力あるまちづくり

農業の活性化と「山田錦の郷づくり」の推進
商工業の振興と「金物のまち」の発展
新たな産業の育成と雇用の確保
地域資源を活用した観光の推進

行財政運営・市民サービス

吉川支所の設置
電子申請システム、公共施設案内・予約システムの充実
効果的・効率的で市民志向の行政運営の実現





協定項目の協議状況

(平成16年9月2日現在)

協議会において協議済の項目及び主な内容

合併の方式	吉川町を三木市に編入する編入合併
合併の期日	平成17年3月31日まで（合併特例法改正により再協議の予定）
新市の名称	三木市
新市の事務所の位置	現三木市役所（現吉川町役場は支所とします。）
財産及び債務の取扱い	吉川町の財産、施設及び債務は、三木市に引継ぎます。
地方税の取扱い	※統一は18年度から

項 目		三木市	吉川町	新市（合併後）	
市 町 民 税	個人	均 等 割	3,000円	3,000円	
		所 得 割	標準	標準	
		納 期	6月、8月、10月、1月	6月、8月、10月、1月	6月、8月、10月、1月
	法人	均 等 割	標準	標準	標準
		法人税割	14.7%	12.3%	14.7%
固定資産税	税 率	1.4%	1.4%	1.4%	
	納 期	4月、7月、12月、2月	5月、7月、12月、2月	4月、7月、12月、2月	
軽自動車税	税 率	標準	標準	標準	
	納 期	5月	4月	5月	
入 湯 税	税 率	宿泊を伴う 150円 その他 50円	宿泊を伴う 150円 その他 50円	宿泊を伴う 150円 その他 50円	
都市計画税	税 率	0.3%	なし	合併後調整	

一般職の職員の身分の取扱い 吉川町の一般職の職員は、三木市に引き継ぎ、公正に取り扱います。また、合併後の職員数は、適正化に努めます。

条例、規則等の取扱い 三木市の条例、規則等を適用し、事務事業の調整内容により改正等を行います。

一部事務組合等の取扱い 三木吉川農業共済事務組合は解散します。

使用料、手数料等の取扱い

項 目	三木市	吉川町	新市（合併後）
火葬場使用料 大人 1 死体	8,000 円	20,000 円	8,000 円
戸籍謄抄本交付手数料	450 円	450 円	450 円
住民票記載事項証明手数料	300 円	300 円	300 円

町、字の区域及び名称の取扱い

大字又は字	三木市	吉川町
合併後の区域	現行どおり	現行どおり
合併後の名称	現行どおり	大字名は、現行名の前に吉川町を付し、字名は、現行どおり 【例】(合併前)美囊郡吉川町福井 → (合併後)三木市吉川町福井

国民健康保険事業の取扱い

税 率	項 目	三木市		吉川町		新市（合併後）
	区 分	医療分	介護分	医療分	介護分	
率	所 得 割	7.4%	1.3%	7.0%	0.8%	18年度から三木市に統一
	資 産 割	—	—	23.0%	2.3%	
	均 等 割	25,500円	7,000円	28,000円	7,000円	
	平 等 割	26,000円	5,500円	31,000円	4,500円	
	課 税 限 度 額	530,000円	80,000円	530,000円	80,000円	
保 險 給 付 事 業	出産育児一時金	300,000円		300,000円		300,000円
	葬 祭 費	50,000円		30,000円		50,000円
	人間ドック助成	あり		なし		三木市に統一
	無受診世帯報償	あり		なし		三木市に統一

介護保険事業の取扱い

項 目	三木市	吉川町	新市（合併後）
介護保険料（基準額）	3,460円	3,200円	18年度から新たな保険料で統一

消防団の取扱い



項 目	三木市	吉川町	新市（合併後）
組 織	29分団 67班 8機動隊 団員 1,006人	9小隊 36分団 団員 422人	三木市に統合 定数は5年以内に適正化
報 酬（例）	団員 8,500円	団員 7,400円	三木市に統一
消防施設	小型動力ポンプ 地元負担 15/100	地元負担 1/3	三木市に統一
整備（例）	消 防 器 具 庫 補助 1/2（100万円限度）	補助 1/3（40万円限度）	

情報公開の取扱い

項 目	三木市	吉川町	新市（合併後）
情報公開制度	あり（公文書公開条例）	あり（情報公開条例）	三木市に統一
個人情報保護制度	あり（個人情報保護条例）	なし	三木市に統一

納税関係の取扱い

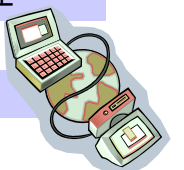
吉川町の納期前納付報奨金制度は、18年度から廃止

情報システム事業の取扱い

原則、合併時に三木市の現行システム等に統合

人権(同和)対策関係事業の取扱い

三木市の「人権尊重のまちづくり基本計画」に基づき人権関係施策を実施



保健衛生関係事業の取扱い

項 目		三木市	吉川町	新市（合併後）
福祉医療	老人・高齢重度心身障害者・重度心身障害者	県制度	県制度	現行どおり
	乳 幼 児	0歳児の通院自己負担を軽減	県制度	三木市に統一
	母 子	県制度	対象者の所得制限なし	合併後2年以内に三木市に統一
環境保全条例		あり	なし	三木市に統一
合併浄化槽設置整備補助制度（例）		6～7人槽 463千円	7人槽 463千円	16年度中に制度見直し
水洗便所等改造資金融資あっせん制度		あり （利子補給なし）	あり （利子補給あり）	三木市に統一（現利用者の利子補給は継続）

農林水産関係事業の取扱い

項 目		三木市	吉川町	新市（合併後）
転 作	生産目標数量	6,233,220 kg	3,378,900 kg	三木市に統一（生産目標数量の配分は当分の間現行どおり）
	作付面積	1358.00ha	761.55ha	
	配 分	全農家に配分	各地区に配分	
土地改良受益者負担（例）	県営ほ場整備（一般型）	15.0%	10.0%	三木市に統一（継続事業は現行どおり）
	団体営ため池等整備（一般型）	20.0%	25.0%	
土地改良補助（例）	かんがい排水	4割以内	2割以内	三木市に統一
	農道（幅員4m）	5割以内	2割以内	
農業振興助成事業		生産調整推進対策事業など	農畜産物処理加工施設整備事業など	新たな制度に再編
集落営農推進事業		2割以内（7,500万円限度）	3割以内（最高1,200万円限度）	三木市に統一
農業集落排水	使用料（4人家族1ヶ月税込）	3,885円	3,780円	三木市に統一
	分担金（一般家庭）	280,000円	200,000円	三木市に統一
	水洗便所等改造資金融資あっせん制度	なし	あり （利子補給あり）	廃止（現利用者の利子補給は継続）

商工観光関係事業の取扱い

項 目	三木市	吉川町	新市（合併後）
中小企業等融資制度	あり	なし	三木市に統一
勤労者住宅資金融資制度	あり	なし	三木市に統一

水道事業の取扱い



項 目	三木市	吉川町	新市（合併後）
水道料金 （2ヶ月50税込）	5,670円	9,660円	三木市に統一 格差は基金を設置し調整
給水分担金	口径20mm 80,000円	申込30㎡以下 200,000円	三木市に統一

下水道事業の取扱い

項 目	三木市	吉川町	新市（合併後）
下水道料金（2ヶ月50㎡税込）	6,405円	7,875円	三木市に統一
受益者負担金	土地1㎡当たり 560円	中吉川負担区 210,000円 ニュータウン負担区 106,000円	合併後5年を目途に三木市に統一
水洗便所等改造資金融資あっせん制度	あり （利子補給なし）	あり （利子補給あり）	三木市に統一（現利用者の利子補給は継続）

その他必要な事項の取扱い

項 目		三木市	吉川町	新市（合併後）
選挙	投票所	41ヶ所	10ヶ所	現行のまま引継ぐ
	期日前投票所	1ヶ所（市役所内）	1ヶ所（町役場内）	現行のまま引継ぐ
指定金融機関制度		あり	なし	三木市に統一



※ 未協議の協定項目については、提案、協議されしだい、「協議会だより」や協議会のホームページでその内容等についてお知らせいたします。

協議会だよりは、毎月20日頃新聞折込で配布しています。届かない場合は、お手数ですが、事務局（82-4990）までご連絡ください。

三木市・吉川町合併協議会ホームページ

<http://www.miki-yokawa-gappei.jp>

合併に関するご意見・お問い合わせ

三木市・吉川町合併協議会事務局

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号（三木市役所内）

電話：0794-82-4990 FAX：0794-82-9755 Eメール：jimu@miki-yokawa-gappei.jp

ホームページ：http://www.miki-yokawa-gappei.jp

三木市企画部企画政策課

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号

電話：0794-82-2000（代） FAX：0794-82-9755 Eメール：kikaku@city.miki.lg.jp

ホームページ：http://www.city.miki.lg.jp

吉川町企画調整課

〒673-1192 美囊郡吉川町吉安246

電話：0794-72-0180（代） FAX：0794-72-0640 Eメール：yokawa@gold.ocn.ne.jp

ホームページ：http://www.town.yokawa.hyogo.jp

協議第 38 号

各種事務事業（塵芥処理）の取扱いについて

各種事務事業（塵芥処理）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 9 月 27 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 廃棄物処理施設については、次のとおりとする。
 - (1) ごみ焼却施設については、合併後速やかに三木市の施設に統合し、吉川町の施設は休止する。両市町の埋立処分場については、継続する。
 - (2) 両市町のし尿処理施設については、継続する。
- 2 ごみの収集については、両市町の体制で新市に引継ぎ、平成 18 年度末までに調整する。
- 3 廃棄物処理手数料については、両市町の額で新市に引継ぎ、ごみの減量化等を考慮して、平成 18 年度末までに調整する。
- 4 ごみの減量化・資源化については、次のとおりとする。
 - (1) 資源化ごみ集団回収運動奨励事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (2) 生ごみ処理機等助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 住民生活部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	塵芥処理の取扱い
調整内容	<p>1 廃棄物処理施設については、次のとおりとする。</p> <p>(1) ごみ焼却施設については、合併後速やかに三木市の施設に統合し、吉川町の施設は休止する。両市町の埋立処分場については、継続する。</p> <p>(2) 両市町のし尿処理施設については、継続する。</p>		
現		況	
三木市		吉川町	
<p>1 廃棄物処理施設</p> <p>(1) ごみ焼却施設</p> <p>ア 名称 三木市清掃センター</p> <p>イ 焼却施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉...流動床方式(平成10年4月供用開始) ・焼却能力...117t/日(39t/16H×3系列) ・焼却時間...月～土曜日の8:00までの24時間運転 ・焼却内容...可燃性焼却物(プラ・塩ビ系は埋立) ・運転及び維持管理...全面委託(5人×3班+2人、計17人) ・焼却灰・飛灰処理...キレート+セメント固化し最終処分場に埋立(一部フェニックスへ搬出) ・ダイオキシン分析値...基準値(5ng-TEQ/N以下) <p>ウ 粗大ごみ処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要...せん断式破砕機+回転破砕機、切断機併設(平成10年4月供用開始) ・処理能力...34t/日(5H) ・運転時間...月～金曜日 8:30～16:00 ・運転及び維持管理...全面委託(日勤5人) <p>エ 資源化ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PETボトル・飲料用紙パックの圧縮梱包...全面委託 	<p>1 廃棄物処理施設</p> <p>(1) ごみ焼却施設</p> <p>ア 名称 吉川町クリーンセンター(ごみ処理場・最終処分場)</p> <p>イ 焼却施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉...機械化バッチ燃焼式(平成8年3月供用開始) ・焼却能力...20t/日(10t/8H×2系列) ・焼却時間...火～金曜日9:00～17:00の8時間運転 ・焼却内容...可燃性焼却物(プラ・塩ビゴム系は委託処理) ・運転及び維持管理...全面委託(2人×1班+1人、計3人) ・焼却灰・飛灰処理...キレート固化、最終処分場に埋立 ・ダイオキシン分析値...基準値(10ng-TEQ/N以下) <p>ウ 粗大ごみ処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要...処理棟・ミニコンボ(平成10年4月供用開始) ・運転時間...水曜日 9:00～12:00 ・運転及び維持管理...直営 <p>エ 資源化ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PETボトル及び缶・ビン...搬出処理委託 	<p>廃棄物処理施設については、次のとおりとする。</p> <p>(1) ごみ焼却施設については、合併後速やかに三木市の施設に統合し、吉川町の施設は休止する。</p> <p>両市町の埋立処分場については、継続する。</p>	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 住民生活部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	塵芥処理の取扱い	
現		況		
三木市		吉川町		
				調整の具体的内容
オ	埋立処分場 <ul style="list-style-type: none"> 施設概要...埋立容量269,400 (昭和60年2月供用開始) 浸出液処理設備...処理能力66 /日 運転及び維持管理...直営(2人) 埋立機材...コンパクト1台、パワーショベル2台、4tダンプ1台 計量業務...直営(2人) 	オ	埋立処分場 <ul style="list-style-type: none"> 施設概要...埋立容量55,000 (平成10年4月供用開始) 浸出水処理設備...処理能力-20 /日 運転及び維持管理...直営 埋立機材...パワーショベル1台 2tダンプ(ごみ収集と供用) 計量業務...直営 	(2) 両市町のし尿処理施設は、継続する。
カ	ごみの搬入受付 <ul style="list-style-type: none"> 計量棟で受付後、搬入者がそれぞれの場所で処分する。 搬入受付時間...月～金曜日 8:00～16:00 	カ	ごみの搬入受付 <ul style="list-style-type: none"> 計量棟で受付後、搬入者がそれぞれの場所で処分する。 搬入受付時間-月～金曜日 9:00～16:00 	
(2) し尿処理施設		(2) し尿処理施設		
ア	名称 三木市クリーンセンター	ア	名称 吉川町クリーンセンター(し尿処理場)	
イ	供用開始 昭和61年11月	イ	供用開始 平成5年6月	
ウ	処理方式 低希釈二段活性汚泥法+高度処理	ウ	処理方式 高負荷脱窒素処理方式(IZジェットエアレーションシステム)	
エ	処理能力 130 /日	エ	処理能力 18 /日	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 住民生活部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	塵芥処理の取扱い
調整内容	2 ごみの収集については、両市町の体制で新市に引継ぎ、平成18年度末までに調整する。		

現 況		調整の具体的内容																																				
三 木 市	吉 川 町																																					
<p>2 ごみの収集</p> <p>(1) 分別基準等・収集日(月～金曜日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分別基準</th> <th>収 集 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">可燃ごみ</td> <td>週 2回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋立ごみ</td> <td>月 2回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">あらごみ</td> <td>月 1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資 源 ご み</td> <td>P E Tボトル</td> <td rowspan="2">2ヶ月1回</td> </tr> <tr> <td>飲料用紙パック</td> </tr> <tr> <td>ガラスびん</td> <td>月 1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 収集方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式(3戸は、戸別収集) (身体障害等により排出困難な家庭には戸別収集「ふれあい収集」を実施) ・可燃ごみ、埋立ごみ、あらごみ 876ヶ所 ・資源ごみ 264ヶ所 <p>(3) 収集車両台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営収集 11台 33人 ・委託収集(1年契約) 2台 4人 <p>(4) ごみステーション設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ、埋立ごみ、あらごみ...30戸に1ヶ所(各ごみ共通) ・資源ごみ(P E Tボトル、飲料用紙パック)...100戸に1ヶ所 ・ごみステーション管理...自治会 	分別基準		収 集 日	可燃ごみ		週 2回	埋立ごみ		月 2回	あらごみ		月 1回	資 源 ご み	P E Tボトル	2ヶ月1回	飲料用紙パック	ガラスびん	月 1回	<p>2 ごみの収集</p> <p>(1) 分別基準等・収集日(月～金曜日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分別基準</th> <th>収 集 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">可燃ごみ</td> <td>週 2回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">もやさないごみ</td> <td>週 2回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不燃ごみ</td> <td>月 1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資 源 ご み</td> <td>P E Tボトル</td> <td rowspan="2">月 2回</td> </tr> <tr> <td>缶</td> </tr> <tr> <td>ガラスびん</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 収集方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式 ・可燃ごみ、もやさないごみ、不燃物、資源ごみ 220ヶ所 <p>(3) 収集車両台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営収集 4台 6人 <p>(4) ごみステーション設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会と協議 ・ごみステーション管理...地元地区自治会 	分別基準		収 集 日	可燃ごみ		週 2回	もやさないごみ		週 2回	不燃ごみ		月 1回	資 源 ご み	P E Tボトル	月 2回	缶	ガラスびん		<p>両市町の体制で新市に引継ぎ、平成18年度末までに調整する。</p>
分別基準		収 集 日																																				
可燃ごみ		週 2回																																				
埋立ごみ		月 2回																																				
あらごみ		月 1回																																				
資 源 ご み	P E Tボトル	2ヶ月1回																																				
	飲料用紙パック																																					
	ガラスびん	月 1回																																				
分別基準		収 集 日																																				
可燃ごみ		週 2回																																				
もやさないごみ		週 2回																																				
不燃ごみ		月 1回																																				
資 源 ご み	P E Tボトル	月 2回																																				
	缶																																					
	ガラスびん																																					

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 住民生活部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	塵芥処理の取扱い
調整内容	3 廃棄物処理手数料については、両市町の額で新市に引継ぎ、ごみの減量化等を考慮して、平成18年度末までに調整する。		
現		況	
三木市		吉川町	
3 廃棄物処理手数料 (1) 一般廃棄物処理手数料 ・一般廃棄物 可燃物 70円(10kg当たり) 不燃物 70円(10kg当たり) ・し尿 60円(10 当たり) ・浄化槽清掃汚泥 11円(10kg当たり) ・動物の死体 犬・猫 2,000円(1体当たり) (2) 産業廃棄物処分費用 ・産業廃棄物 可燃物 70円(10kg当たり) 不燃物 100円(10kg当たり)		3 廃棄物処理手数料 (1) 一般廃棄物処理手数料 ・一般廃棄物 生活系 30円(10kg当たり) 事業系 50円(10kg当たり) ・し尿 1,400円(180 当たり) ・浄化槽清掃汚泥 1,400円(180 当たり) ・浄化槽清掃汚泥 2,500円(180 当たり) (21人槽以上) ・町指定ごみ袋(10枚入) 300円(45) 250円(30) 200円(20) ・粗大ごみステッカー 500円(1枚)	
調整の具体的内容			
両市町の額で新市に引継ぎ、ごみの減量化等を考慮して、平成18年度末までに調整する。			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 住民生活部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	塵芥処理の取扱い
調整内容	<p>4 ごみの減量化・資源化については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 資源化ごみ集団回収運動奨励事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(2) 生ごみ処理機等助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p>		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
<p>4 ごみの減量化・資源化</p> <p>(1) 資源化ごみ集団回収運動奨励事業</p> <p>ア 集団回収奨励金 資源ごみ（紙類・布類・空き缶・空きびん（ワンウェイびん））を集団回収した自治会等の団体に対し奨励金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙類・布類 4円/kg ・空き缶 5円/kg ・空きびん 5円/kg（空きびん回収事業で記載、自治会へ交付する。） <p>イ リサイクル活動奨励金 集団回収を行った団体に対し、1年間（1月～12月）を通じて行った回数と量により算出したリサイクル奨励金を交付する。</p> <p>(2) 生ごみ処理機等助成事業</p> <p>ア 対象購入者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、かつ、居住していること。 ・堆肥化を目的とする機器においては、出来た堆肥を自家処理できること。 ・機器の設置、管理ができること。 ・市税の滞納がないこと。 <p>イ 対象機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト、ボカシ容器、空き缶つぶし機（市が指定した販売店の指定機器） ・電気式生ごみ処理機（市内の販売店で購入した機器） 		<p>4 ごみの減量化・資源化</p> <p>(1) 資源化ごみ集団回収運動奨励事業</p> <p>ア 集団回収奨励金 資源ごみ（紙類、布類、鉄屑、アルミ缶、バッテリー）を集団回収したPTA会員及び生徒に対し、助成金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ 4円/kg <p>イ リサイクル活動奨励金 なし</p> <p>(2) 生ごみ処理機等助成事業</p> <p>ア 対象購入者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有し、かつ、居住していること。 ・出来た堆肥を自家処理できること。 ・自己の責任において容器等を設置しこれを適切に管理できること。 <p>イ 対象機器（販売店の指定はなし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト ・電気式生ごみ処理機 	<p>ごみの減量化・資源化については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(2) 合併時に三木市の制度に統一する。</p>

関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村の処理等)

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第7条第3項、第7条の3、第8条の2第6項、第9条の2第2項、第9条の3第11項、第13条の11第1項、第15条の12、第15条の15第1項、第16条の2第2号、第23条の3第2項及び第24条を除き、以下同じ。)しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 3市町村のごみ処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。ただし、佐伯町におけるごみ処分手数料等については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する方向で調整を行う。</p> <p>(2) 3市町村におけるし尿処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1. ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>2. し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所設置申請、不法投棄対策、有害ごみ回収、犬の登録管理業務などは、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。 ・一般廃棄物処理業の許可は、関宿町において既に許可している業者については、経過措置を設け引き続き許可する。許可申請手数料は、野田市の制度を適用する。 ・ごみ処理基本計画は、人口、ごみ処理量について、新市として見直しを図る。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理計画については、合併後新市において策定する。 2 廃棄物処理手数料については、当分の間現行のとおりとする。ただし、社町と東条町の可燃ごみ手数料については、合併時に統一する。 3 指定ごみ袋については、合併時に統一する。ただし、滝野町については当分の間現行のとおりとする。 4 生ごみ処理機購入費補助については、合併時に再編し実施する。 5 ごみ資源化(集団回収)の補助については、合併時に滝野町の例により統一する。 6 不法投棄ごみ防止については、合併時に滝野町の例により統一する。 7 残土処分場・埋立地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。新たな施設については、合併後新市において兵庫県ごみ処理広域化計画等の動向を見据えながら管理型最終処分場の設置を検討する。 8 ごみの分別・排出・収集方法については、当分の間現行のとおりとし、合併後新市において調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみボックスの設置補助については、合併時に再編する。 2 ごみ収集ステッカー等販売事業については、合併時に統合する。 3 不法投棄業務委託事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 4 不法投棄ごみ処理については、新町において調整する。

協議第39号

各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年9月27日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 地域防災計画については、合併後平成18年度に策定する。
- 2 総合防災訓練については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 三木市消防署吉川分署については、現行のとおりとする。
- 4 消防事務に関する規約等については、合併時に廃止する。
- 5 消防水利については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 消防・防災部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	防災関係の取扱い
調整内容	1 地域防災計画については、合併後平成18年度に策定する。		
現		況	
三木市		吉川町	
<p>1 三木市地域防災計画（平成16年度修正）</p> <p>災害対策基本法第42条の規定に基づき、三木市防災会議が作成する計画であり、三木市地域に係る災害予防災害応急対策及び災害復旧計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することによって、防災の万全を期し住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p> <p>(1) 計画の構成</p> <p>ア 地震災害対策編</p> <p>イ 風水害等対策編</p> <p>ウ 資料編</p> <p>(2) 防災指令及び配備体制</p> <p>ア 風水害・水防等</p> <p>三木市地域防災計画『風水害等対策編』『災害応急対策計画』『動員配備計画』に記載</p> <p>イ 地震災害配備</p> <p>三木市地域防災計画『地震災害対策編』『災害応急対策計画』『動員配備計画』に記載</p> <p>(3) 避難所</p> <p>公共施設等40ヶ所を指定</p> <p>(小・中学校、各地区公民館、高等学校等の公共施設)</p>		<p>1 吉川町地域防災計画（平成14年度修正）</p> <p>災害対策基本法第42条の規定に基づき、吉川町防災会議が作成する計画であり、吉川町地域に係る災害予防災害応急対策及び災害復旧計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することによって、防災の万全を期し住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p> <p>(1) 計画の構成</p> <p>ア 風水害等対策編</p> <p>イ 地震災害対策編</p> <p>ウ 原子力等防災編</p> <p>(2) 防災指令及び配備体制</p> <p>ア 風水害・水防等</p> <p>吉川町地域防災計画『風水害等対策編』『災害応急対策計画』『動員配備計画』に記載</p> <p>イ 地震災害配備</p> <p>吉川町地域防災計画『地震災害対策編』『災害応急対策計画』『動員配備計画』に記載</p> <p>(3) 避難所</p> <p>公共施設等10ヶ所を指定</p> <p>(小・中学校、町立公民館、高等学校等の公共施設)</p>	
		調整の具体的内容	
		合併後平成18年度に策定する。合併年度については、両市町の計画に基づき、災害援助活動等を行う。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 消防・防災部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	防災関係の取扱い
調整内容	2 総合防災訓練については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
2 総合防災訓練	<p>目的 地震又は風水害において、日頃から十分な備えが必要であり、また、防災関係機関、地域住民が防災知識の習得と連携を密にしていくため防災訓練を実施する。</p> <p>主催者 市</p> <p>開催日 毎年11月に実施(平成16年度は、震災10周年事業として1月に実施予定)</p> <p>会 場 三木山総合公園(平成15年度)(参加人員 約750人)</p> <p>対象者 市内の町単位の住民</p> <p>内 容 避難訓練、交通規制訓練、避難所開設訓練、対策本部設置訓練、広報訓練、情報収集訓練、炊出し訓練、初期消火訓練、自主防災組織資機材活用訓練、救援物資搬送訓練等</p> <p>参加機関 市、消防本部、市民病院、教育委員会、消防団、区長協議会、婦人会、老人会、ボランティアセンター、自衛隊、県警、県消防防災航空隊、県広域防災センター、生活物資協定事業所等</p>	<p>2 総合防災訓練</p> <p>なし</p> <p>参考：みなぎ台小学校区総合防災訓練</p> <p>目的 各種災害への備えとして、地域住民に防災知識の普及と防災意識の啓発を実施し、また関係機関との連携強化を推進するもの。なお、児童の防災教育を兼ねているため、自由参加の体験型とする。(本年度実施分に限る。)</p> <p>主催者 町</p> <p>開催日 11月に実施(本年度実施分に限る。)</p> <p>会 場 みなぎ台小学校(参加人員 約850人)</p> <p>内 容 避難訓練、児童引渡し訓練、避難所開設訓練、非常食配給訓練、初期消火訓練、地震体験、煙体験、緊急車両展示、資機材展示等</p> <p>参加機関 町、三木市消防本部、教育委員会、みなぎ台全自治会、みなぎ台老人会、みなぎ台小学校、みなぎ台小学校PTA、みなぎ台全自主防災組織、県警</p>	合併時に三木市の制度を適用する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 消防・防災部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	防災関係の取扱い
調整内容	3 三木市消防署吉川分署については、現行のとおりとする。 4 消防事務に関する規約等については、合併時に廃止する。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
3 三木市消防署吉川分署 (1) 体制等 ア 庁舎 敷地面積 1,446.23㎡ 建築物 鉄筋コンクリート造平屋建 419.34㎡ 資材倉庫 鉄骨造平屋建 22.5㎡ 油 庫 コンクリートブロック造 8㎡ 防火水槽 40t 1基 イ 職員 分署長以下 14名 ウ 車両 水槽付消防ポンプ自動車 1台 消防ポンプ自動車 1台 高規格救急自動車 1台 資材搬送車 1台 事務連絡車 1台 (2) 経費負担 ア 庁舎等の設置、維持管理にかかる経費...吉川町 イ 人件費、車両、資機材等の配置、整備、庁舎備品等に係る経費...三木市		3 三木市消防署吉川分署 消防・救急業務を三木市に委託 委託料 125,462千円(平成14年度実績)	現行のとおりとする。
4 消防事務に関する規約等 (1) 美囊郡吉川町と三木市との間における消防事務の委託に関する規約 (2) 美囊郡吉川町と三木市との間における消防事務委託に関する協定書 (3) 消防事務に関する覚書		4 消防事務に関する規約等 (1) 美囊郡吉川町と三木市との間における消防事務の委託に関する規約 (2) 美囊郡吉川町と三木市との間における消防事務委託に関する協定書 (3) 消防事務に関する覚書	合併時に廃止する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 消防・防災部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	防災関係の取扱い
調整内容	5 消防水利については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
調整の具体的な内容		調整の具体的な内容	
5 消防水利	5 消防水利	合併時に三木市の制度に統一する。	
(1) 公設消防水利	(1) 公設消防水利		
ア 消火栓 1,734基	ア 消火栓 110基		
イ 防火水槽 348基	イ 防火水槽 22基		
・市街地、住宅密集地については、半径140mに1基を基準として設置	・住宅密集地については、半径140mに1基を基準として設置		
・消火栓、防火水槽は黄色ペンキ塗装、標識設置	・消火栓、防火水槽は黄色ペンキ塗装、標識設置		
・市街地、住宅密集地については、基準どおり設置完了	・市街地、住宅密集地については、基準どおり設置完了		
ウ 維持管理状況	ウ 維持管理状況		
・毎月1回全水利の設置状況を地水利調査として確認	・毎月1回全水利の設置状況を地水利調査として確認		
・標識立替、消火栓、防火水槽の改修については消防費で施行	・標識立替、消火栓、防火水槽の改修については消防費で施行		
エ 消防水利の新設 地元要望を原則とする。	エ 消防水利の新設 地元要望を原則とする。		
オ 費用負担等	オ 費用負担等		
・消火栓 設置事業費の100分の15を地元負担	・消火栓 設置事業費の3分の2を地元負担(限度額20万円)		
・防火水槽 槽用地は地元で確保及び事業費の10分の1を地元負担	・防火水槽 槽用地は地元で確保及び事業費の3分の2を地元負担(限度額30万円)		
(2) 私設消防水利	(2) 私設消防水利		
ア 消火栓 24基	ア 消火栓 12基		
イ 防火水槽 196基	イ 防火水槽 43基		
ウ 設置基準 三木市開発指導要綱に定める。	ウ 設置基準 吉川町開発指導要綱に定める。		
エ 維持管理 毎月1回設置状況を水利調査として確認	エ 維持管理 毎月1回設置状況を水利調査として確認		
維持管理に係る経費は設置者負担	維持管理に係る経費は設置者負担		
オ 費用負担 設置に係る経費は、事業者負担とする。	オ 費用負担 設置に係る経費は、事業者負担とする。		
	維持管理については吉川分署・上下水道課が対応		

関係法令

災害対策基本法

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のため調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3～5 (省略)

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	防災事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、防災行政無線の運用については、当面現行どおりとし、設備の統一など効率的な運用が図られるよう調整するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	・防災行政無線局、地域防災系無線局は、それぞれ現行の設備について災害時の情報収集伝達手段として有効活用を図り、将来的にデジタル化への切替えを機にシステムの再構築を図る。 ・水防配備体制と水防活動、水防演習は、新市として一元化を図る。

協議第40号

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年9月27日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 建築行為等指導については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 道路認定及び河川指定については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 占用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 市営住宅については、現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 建設部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業の取扱い
調整内容	1 建築行為等指導については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 建築行為等指導(要綱)	<p>(1) 目 的 三木市の区域において、小規模な住宅地等における建築行為又は開発行為を行おうとするものに対し、必要な協力を適切な施行を要請するための負担基準を定め、より良好な生活環境の保全を図り、健康で文化的なまちづくりに寄与する。</p> <p>(2) 内 容 事業者より建築行為等協議願いを提出させ、関係各課の意見等を取りまとめ、事業者に指導を行う。 この要綱は、市の区域内において行われる建築行為等で、次に掲げるものに適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 1,000㎡未満の開発行為 イ 戸数2戸以上の戸建住宅の建築行為 ウ 共同住宅又は連続式・長屋住宅等の建築行為 エ 住宅以外の建築物の建築行為 オ 地上3階以上又は高さ10m以上の建築物の建築事業 	1 建築行為等指導(要綱) なし	合併時に三木市の制度を適用する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 建設部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業の取扱い
調整内容	2 道路認定及び河川指定については、合併時に三木市の制度に統一する。 3 占用料については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
2 道路認定及び河川指定(平成15年4月1日現在) ・市道 1級 35路線 33,677m 2級 73路線 64,786m その他 629路線 348,238m 合計 737路線 446,701m ・河川 1級(国直轄) 1河川 360m 1級(県管理) 10河川 63,657m 準用 2河川 2,309m 合計 13河川 66,326m 市道の認定基準については、有効幅員4m以上とする。		2 道路認定及び河川指定(平成15年4月1日現在) ・町道 1級 16路線 32,309m 2級 10路線 14,313m その他 325路線 114,007m 合計 351路線 160,629m ・河川 1級(国直轄) 河川 - m 1級(県管理) 河川 36,380m 準用 河川 - m 合計 河川 36,380m 町道の認定基準については、有効幅員3m以上とする。	合併時に三木市の制度に統一する。 現在の吉川町道は、そのまま三木市の市道として引き継ぐ。 吉川町内で特段の理由(ほ場整備換地処分未了地区)のある路線については、現行により認定する。
3 占用料 (別表1、2参照) 道路を一般交通以外の用に供する特別使用(電柱、電線、ガス管、水道管、下水管等の設置)と道路本来の一般使用との調整が道路管理上必要であり、特別使用関係に合理的な規制を加えて使用秩序の維持を図るとともに、道路法により占用料を徴収する。また、市の指定した準用河川区域内においても河川の特別使用関係に合理的な規制を加えて河川の秩序の維持を図るとともに占用料の徴収を行う。		3 占用料 (別表1、2参照) 道路を一般交通以外の用に供する特別使用(電柱、電線、ガス管、水道管、下水管等の設置)と道路本来の一般使用との調整が道路管理上必要であり、特別使用関係に合理的な規制を加えて道路秩序の維持を図るとともに、道路法により占用料を徴収する。	合併時に三木市の制度に統一する。

別表 1

道路占用料

占用物件		単位	占用料(円)			
			三木市	吉川町		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	(1)	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	1,600	-	
	(2)	電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	930	-	
	(3)	第一種電柱	1本につき1年	-	1,000	
	(4)	第二種電柱	1本につき1年	-	1,600	
	(5)	第三種電柱	1本につき1年	-	2,200	
	(6)	第一種電話柱	1本につき1年	-	930	
	(7)	第二種電話柱	1本につき1年	-	1,500	
	(8)	第三種電話柱	1本につき1年	-	2,100	
	(9)	その他の柱類	1本につき1年	72	72	
	(10)	共架電線その他上空に設ける線類(延長計算の場合)	長さ1メートルにつき1年	10	10	
	(11)	共架電線その他上空に設ける線類(共架柱本数計算の場合)	共架柱1本につき1年	300	-	
	(12)	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	5	
	(13)	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,400	
	(14)	PHS無線基地局	1基につき1年	600	-	
	(15)	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	5,500	-	
	(16)	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400	-	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下埋設物その他これに類するもの	(17)	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	70	48
		(18)	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	90	72
		(19)	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	95	95
		(20)	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190	190
		(21)	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	480	480
		(22)	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	950	950
法第32条第1項第3号に掲げる施設	(23)	鉄道、軌道その他これらに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,400	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	(24)	日よけ、雨よけその他これらに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,400	
	(25)	アーケードその他これに類する施設(支柱を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400	-	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(26)	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	-	2,900	
	(27)	地下に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	-	1,500	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	(28)	露店、商品置場その他これらに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1月	570	440	
法第32条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設	(29)	広告看板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	4,400	
	(30)	標識	1本につき1年	1,100	1,100	
	(31)	幕(工事用施設であるものを除く。)	面積1平方メートルにつき1月	570	-	
	(32)	アーチ(車道を横断するもの)	1基につき1月	4,400	-	
	(33)	アーチ(その他のもの)	1基につき1月	2,200	-	
	(34)	工事用板囲い、足場及び工事用材料置場その他これに類するもの。(路面)	占有面積1平方メートルにつき1月	570	440	
	(35)	工事用板囲い、足場及び工事用材料置場その他これに類するもの。(上空)	占有面積1平方メートルにつき1月	140	-	
法第32条第1項各号又は道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条各号に掲げる工作物、物件、その他の施設で前各項に該当しないもの				市長が別に定める。	町長が別に定める。	

備考 電柱、電話柱等への添加広告で、道路区域内に突出する広告(突出看板)のうち、表裏2面に表示しているものの占用料は、上記に定める額の3割を減額した額とし、巻付広告については、更に5割を減額した額とする。

別表 2

準用河川流水占用料等

占用物件		単位	占用料(円)			
			三木市	吉川町		
土地占用料	倉庫、足場その他これらに類するもの		1平方メートルにつき1年	1,430	-	
	荷揚場、起重機その他これらに類するもの		1平方メートルにつき1年	1,480	-	
	田、畑、牧場、やぶその他これらに類するもの		1平方メートルにつき1年	7	-	
	広告物その他これに類するもの		表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	-	
	標識、けい留杭その他これらに類するもの		1本につき1年	1,430	-	
	水管、下水管、ガス管 その他これらに類する もの	外径が0.1メートル未満のもの		1メートルにつき1年	70	-
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		1メートルにつき1年	90	-
		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		1メートルにつき1年	95	-
		外径が0.2メートル以上0.4 メートル未満のもの		1メートルにつき1年	190	-
		外径が0.4メートル以上1 メートル未満のもの		1メートルにつき1年	480	-
		外径が1メートル以上のもの		1メートルにつき1年	950	-
	索道その他これに類するもの		1メートルにつき1年	230	-	
	共架電線その他上空に設ける線類(延長計算の場合)		長さ1メートルにつき1年	10	-	
	共架電線その他上空に設ける線類(共架柱本数計算の 場合)		共架柱1本につき1年	300	-	
	地下電線その他地下に設ける線類		1メートルにつき1年	5	-	
	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1本につき1年	1,600	-	
	電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1本につき1年	930	-	
	送電塔		1平方メートルにつき1年	1,400	-	
	その他の柱類		1本につき1年	72	-	
	その他	工作物を設置するもの		1平方メートルにつき1年	710	-
工作物を設置しないもの		1平方メートルにつき1年	140	-		
土石その他 の河川産出 物採取料	砂利		1立方メートルにつき	315	315	
	砂		1立方メートルにつき	280	280	
	かきこみ砂利(土石を含む。)		1立方メートルにつき	280	280	
	栗石又は玉石		1立方メートルにつき	375	375	
	転石(20センチメートル以上30センチメートル未満 のもの)		1個につき	80	80	
	転石(30センチメートル以上のもの)		1個につき	80円に10センチメ ートル又はその端数を増 すごとに80円を加算 した額	80円に30センチメ ートルから10センチ メートル増すごとに 80円を加算した額 (10センチメートル 未満の端数は10セン チメートルとして計算 する。)	
	切芝		1平方メートルにつき	-	80	
その他の河川産出物			市長が別に定める額	町長が別に定める額		
流水占用料	原発以外の原動力の用に供するもの		許可使用水量毎秒1リット ル1年につき	52	-	
	工業用その他の用に供するもの		許可使用水量毎秒1リット ル1年につき	4935	-	

備考

- 1 占用面積若しくは表示面積が1平方メートルに満たないとき、又はこれらの面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、これを1平方メートルとし、占用物件の長さが1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートルに満たない端数があるときは、これを1メートルとする。
- 2 占用期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、これを1月として計算する。
- 3 占用料の額が100円に満たないときは、これを100円とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 共架電線とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)又は電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 5 許可使用水量が1リットルに満たないとき、又はその水量に1リットルに満たない端数があるときは、これを1リットルとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 建設部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業の取扱い
調整内容	4 市営住宅については、現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
4 市営住宅（別表3参照） (1) 普通市営住宅（8団地388戸） ア 普通市営住宅の入居者資格 次の～全てに該当することが必要 現に同居し、又は同居しようとする親族がある。（単身入居制度あり） 申し込み本人が三木市内に住んでいるか、市内に勤務場所を有している。 現在、住宅に困っている。 収入基準に合致している。 連帯保証人がいる。 (2) 特定公共賃貸住宅（朝日ヶ丘南団地 11戸） ア 特定公共賃貸住宅の入居者資格 普通市営住宅入居条件の1つである収入基準を大幅に緩和		4 町営住宅 なし	
		現行のとおりとする。 入居対象者を吉川町まで拡大する。	

別表3

三木市営住宅一覧表

(1)普通市営住宅

(平成16年7月末現在)

年度	住宅名	所在地	構造	棟番	階数	間取・専用床面	戸数	家賃月額			
39	朝日ヶ丘 中団地	別所町朝日ヶ丘 1番地の128	中層耐火	1号棟	4階	2DK 38.0	8	7,000	11,700		
				2号棟			8	8,600	13,500		
				3号棟			8	10,100	15,500		
40	朝日ヶ丘 北団地	別所町朝日ヶ丘 35番地の2	簡易耐火	1号棟	2階	2DK 39.3	6	7,000	11,700		
				2号棟			6	8,600	13,500		
41	朝日ヶ丘 中団地	別所町朝日ヶ丘 1番地の128	簡易耐火	4号棟	2階	2DK 42.7	6	7,800	13,000		
				5号棟			8	9,500	15,000		
43	朝日ヶ丘 中団地	別所町朝日ヶ丘 1番地の128	簡易耐火	6号棟	平屋	2DK 31.4	4	6,000	9,900		
				7号棟			4	7,200	11,400		
				8号棟			4	8,600	13,200		
44	朝日ヶ丘 中団地	別所町朝日ヶ丘 1番地の128	簡易耐火	9号棟	2階	2DK 42.7	7	8,300	13,800		
				10号棟			4	10,100	15,900		
48	加佐団地	加佐965番地 の2	中層耐火		3階	3DK 50.0	18	11,900	18,300		
								7,700	12,700		
								10,200	16,900		
48	朝日ヶ丘 中団地	別所町朝日ヶ丘 1番地の124	中層耐火	11号棟	3階	3DK 53.5	24	12,400	19,600		
								14,400	22,600		
								17,000	26,000		
49	朝日ヶ丘 中団地	別所町高木927 番地の124	中層耐火	12号棟	3階	3DK 58.3	18	13,100	21,700		
								15,900	25,100		
								18,800	28,800		
53				13号棟		3DK 64.1	18	15,400	25,600		
								18,700	29,500		
								22,200	33,900		
58	新田山	宿原1265番地 の65	簡易耐火		2階	3DK 69.1	15	19,800	32,800		
								24,000	37,900		
								28,400	43,500		
63	大塚団地	大塚2丁目 4番5号	中層耐火	1号棟	3階	3DK 68.1	6	22,800	37,700		
				2号棟			6	27,600	43,600		
				3号棟			6	32,700	50,000		
				4号棟			6	22,800	37,700		
H1	大塚団地	大塚2丁目 3番22号	中層耐火	5号棟	4階	3DK 68.1	16	27,600	43,600		
								23,100	38,200		
								28,000	44,200		
H5	えびす 団地	宿原1270番地 の11	中層耐火	1号棟	3階	2DK 61.1	4	31,600	48,300		
								22,000	36,400		
								26,700	42,100		
								3DK 70.6	7	25,400	42,100
								30,900		48,600	
								4DK 80.3	1	36,500	55,800
28,900	47,900										
								35,100	55,300		
								41,500	63,500		

なお、家賃月額の収入区分については下表のとおりとする。()は裁量階層世帯)

収入区分	収入月額	家賃月額	収入区分	収入月額	家賃月額
1	123,000円以下	の額	4	178,001円を超え200,000円以下	の額
2	123,001円を超え153,000円以下	の額	5	200,001円を超え238,000円以下	の額
3	153,001円を超え178,000円以下	の額	6	238,001円を超え268,000円以下	の額

年度	住宅名	所在地	構造	棟番	階数	間取・専用床面	戸数	家賃月額	
H5	えびす団地	宿原1270番地の11	中層耐火	2号棟	3階	2DK 61.1	4	22,000 26,700 31,600	36,400 42,100 48,300
						3DK 70.6	7	25,400 30,900 36,500	42,100 48,600 55,800
						4DK 80.3	1	38,900 35,100 41,500	47,900 55,300 63,500
H7	えびす団地	宿原1270番地の11	中層耐火	3号棟	3階	2DK 59.9	4	22,100 26,900 31,800	36,700 42,300 48,600
						3DK 70.0	4	35,900 31,400 37,100	42,900 49,500 56,800
				4DK 79.6		4	29,400 35,700 42,200	48,700 56,300 64,600	
				4号棟		2DK 59.9	4	22,100 26,900 31,800	36,700 42,300 48,600
						3DK 70.0	8	25,900 31,400 37,100	42,900 49,500 56,800
H9	跡部団地	跡部8番地の1	中層耐火	1号棟	3階	3DK 70.8	18	23,600 28,600 33,800	39,000 45,100 51,800
				2号棟		2DK 56.9	12	18,900 23,000 27,200	31,400 36,200 41,600
H12	朝日ヶ丘南団地	別所町朝日ヶ丘936番地の33	高層耐火	1号棟	8階	2DK 62.2	15	23,500 28,600 33,800	39,000 45,000 51,700
						3DK 74.5	54	28,200 34,200 40,500	46,700 53,900 61,900
H14	朝日ヶ丘南団地	別所町朝日ヶ丘936番地の33	高層耐火	2号棟	7階	2DK 62.3	6	24,100 29,300 34,600	40,000 46,200 53,000
						3DK 74.6	29	28,900 35,100 41,500	47,900 55,300 63,500

(2)特定公共賃貸住宅

年度	住宅名	所在地	構造	棟番	階数	間取・専用床面	戸数	家賃月額	
H14	朝日ヶ丘南団地	別所町朝日ヶ丘936番地の33	高層耐火	2号棟	7階	4DK ヌ ネットアイ 98.5	5	75,300 86,300 99,400	116,000 116,000
						4DK フラッ トアイ 91.7	6	70,000 80,400 92,600	109,000 109,000

なお、特定公共賃貸住宅の家賃月額の収入区分は下記のとおりとする。

収入区分	収入月額	家賃月額	収入区分	収入月額	家賃月額
	200,000円を超え238,000円以下	の額		322,001円を超え455,000円以下	の額
	238,001円を超え268,000円以下	の額		455,001円を超え601,000円以下	の額
	268,001円を超え322,000円以下	の額			

関係法令

公営住宅法

(法律の目的)

第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(家賃の決定)

第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第1項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。

4 事業主体は、第1項の規程にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

(入居者の選考等)

第25条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該住宅の入居者を決定しなければならない。

公営住宅法施行令

(家賃の算定方法)

第2条 公営住宅法(以下「法」という。)第16条第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。

(1) 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価表示法(昭和44年法律第49号)第2条第1項に規定する標準地の同法第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

(2) 当該公営住宅の床面積の合計(共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。)を70平方メートルで除した数値

(3) 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該住宅に係るもの

(4) 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して、0.7以上1以下で定める数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	123,000円以下の場合	123,000円を超え153,000円以下の場合	153,000円を超え178,000円以下の場合	178,000円を超え200,000円以下の場合	200,000円を超え238,000円以下の場合	238,000円を超え268,000円以下の場合	268,000円を超え322,000円以下の場合	322,000円を超える場合
額	37,100円	45,000円	53,200円	61,400円	70,900円	81,400円	94,100円	107,700円

(近傍同種の住宅の家賃の算定方法)

第3条 法第16条第2項の規定による近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の複成価格(当該住宅の推定再建築費の額から経過年数に応じた減価額を除いた額として国土交通省令で定める方法で算出した価格及びその敷地の時価をいう。第12条第1項において同じ。)に国土交通大臣が定める1年当たりの利回りを乗じた額、償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、貸倒れ及び空家による損失を埋めるための国土交通省令で定める方法で算出した引当金並びに公課の合計を12で除した額とする。

2 前項の償却額は、近傍同種の住宅の建設に要した費用の額から国土交通省令で定める方法で算出した残存価格を控除した額を次の表の上欄各項に定める住宅の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める期間で除した額とする。

住宅	耐火構造の住宅	準耐火構造の住宅	木造の住宅(耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅を除く。以下この条及び第12条第1項において同じ。)
期間	70年	45年	30年

3 第1項の修繕費及び管理事務費は、次の表の上欄各項に定める住宅について国土交通省令で定める方法で算出した推定再建築費の額に、修繕費にあつては中欄各項に定める率を、管理事務費にあつては下欄各項に定める率をそれぞれ乗じた年額とする。

住宅	耐火構造の住宅	準耐火構造の住宅	木造の住宅
修繕費の率	1.2 / 100	1.5 / 100	2.2 / 100
管理事務費の率	0.15 / 100	0.2 / 100	0.31 / 100

4 第1項の損害保険料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2の規定により、事業主体である地方公共団体の利益を代表する全国的な公益法人が行う火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算出した額の範囲内で定める年額とする。

(入居者の選考基準)

第7条 法第25条第1項の規定による入居者の選考は、条例で定めるところにより、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの公営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号の一に該当する者のうちから行うものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (6) 前各項に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

公営住宅関係参考資料

1 住宅マスタープランとは

住宅マスタープランとは、都道府県や市町村が、その行政区域内での住宅政策に関する基本的な考え方を「総合的」「体系的」に整理し、実際の住宅施策展開の拠り所とするもので、行政と市民・事業者との連携により達成すべき「目標」や「施策」を定めた計画です。

2 公営住宅ストック総合活用計画とは

公営住宅ストック総合活用計画とは、既設公営住宅ストックの効率的な有効活用を前提に建て替え、改善などの各種整備内容、維持管理について定めるもので、この計画を定めなければ国・県等の支援を受けられない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	各種建設関係事業については、廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画等に基づき計画的に実施することとする。なお、継続事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、快適な生活環境づくりの推進に努めることとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。 2. 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。 3. 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・道路工事施工承認、道路占用工事は、路盤の復旧構成において、野田市の水準が高いため、野田市の制度を適用する。 ・私道の寄附、市道（町道）の認定基準、道路及び安全施設の設置及び維持管理、道路の境界確定は、両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 豊浦町の農業土木事業補助制度は、廃止する。 ただし、農地・農用施設の維持管理は、新発田市の制度を適用する。</p> <p>イ 市道認定基準については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦地区における市道認定において、豊浦町の「道路認定における用地買収費の30%を補助する制度」は、生活道路に限り、平成16年3月31日まで適用する。</p> <p>ウ 豊浦町の農村総合モデル補完排水対策事業は、廃止する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路占用料については、合併時に統一する。 2 公園使用料については、合併時に統一する。 3 町道、河川及び橋梁については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4 合併時に認定町道の見直しを行う。合併後5年を目途に道路網の見直しを行い、新たに認定基準を策定する。 5 生活道路舗装事業については、道路網の見直しと同時に事業の見直しを行う。ただし、事業の見直しが完了するまでは、新市全域に生活道路舗装事業は継続する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 公営住宅使用料の算定基礎については、新市において速やかに統一する。 3 住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画については、現行の計画を基本に新市において策定する。 4 都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。 5 都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 6 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づき新市において策定する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 2 家賃については、合併後に再編する。 3 住宅マスタープランについては、新町において新たに策定する。 4 公営住宅審議会については、合併後に再編する。 5 地籍調査は新町に引き継ぎ、事業計画については、新町において新たに策定する。 6 道路占用許可については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 7 道路認定業務については、旧町で認定された道路はすべて新町に引き継ぐ。 8 公共土木事業については、合併後に再編する。

協議第 4 1 号

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 9 月 2 7 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 住民学習（人権学習）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 成人式については、合併後は統一して実施する。
- 3 図書館については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 吉川町中央公民館は、三木市の公民館として引き継ぐ。
- 5 勤労青少年ホームについては、現行のとおりとする。
- 6 市民運動場・町民体育館については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 7 野外活動振興事業（三木ホースランドパーク エオの森）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 8 市（町）主催のスポーツ大会については、現行のとおりとする。体育協会等が主催する大会については、両市町の体育協会及び種目協会等に委ねる。
- 9 財団法人三木市スポーツ振興基金の事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 10 スポーツクラブ 2 1 については、現行のとおりとする。
- 11 吉川町の地区体育推進員については、活動方法を自治会等による自主運営に移行する。
- 12 文化財については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い
調整内容	1 住民学習(人権学習)については、合併時に三木市の制度に統一する。 2 成人式については、合併後は統一して実施する。		
現		況	
三木市		吉川町	
1 住民学習(人権学習)	(1) 実施対象 148地区 (2) 実施方法 ア 住民学習調整会議 イ 住民学習会指導者へ依頼(行政職員・教職員) ウ 助役、学校長に住民学習指導者対象者に事前研修会等出席依頼 エ 住民学習の実施状況・とりまとめ オ 住民学習調整会議・反省会 (3) 経費等 集落会場借上げ料 2,000円/回	1 住民学習(人権学習) (1) 実施対象 46地区 (2) 実施方法 ア 各地区人権学習リーダー研修会(6月末) 対象者:生涯学習推進員 イ 人権学習推進期間:7月~翌年3月 ウ 人権学習計画により、町同教で人権学習推進員を調整し、決定 エ 教材・機材・助言者の調整 オ 実績報告の提出・とりまとめ (3) 経費等 助成金の支払い(12月・3月) 1万円/地区	合併時に三木市の制度に統一する。 推進団体、活動内容、活動方法は、地域の実情に合わせて実施する。
2 成人式	目的 20歳を迎えた新成人を祝い励まし、成人としての自覚・認識を促す。 主催者 市 開催日 成人の日(祝日) 会場 文化会館 内容 新成人を対象に式典と記念写真撮影を行う。 平成15年度実績 対象者 1,076人 出席者 801人 出席率 74.4%	2 成人式 目的 20歳を迎えた新成人を祝い励まし、成人としての自覚・認識を促す。 主催者 町・実行委員会 開催日 成人の日(祝日)の前日(日曜日) 会場 活動センター 内容 新成人を対象に式典・記念撮影・祝賀パーティーを行う。 平成15年度実績 対象者 128人 出席者 108人 出席率 84.4%	合併後は統一して実施する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い
調整内容	3 図書館については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
3 市立図書館	3 町立公民館図書室	合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、開館時間、休館日等については、合併までに検討する。	
(1) 開館・休館時間等	(1) 開館・休館時間等		
ア 開館時間	ア 開館時間		
イ 休館日	イ 休館日		
(2) 施設概要	(2) 施設概要		
ア 蔵所冊数	ア 蔵所冊数		
イ 貸出数量	イ 貸出数量		
ウ 事業等	ウ 事業等		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会																							
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い																						
調整内容	4 吉川町中央公民館は、三木市の公民館として引き継ぐ。																								
現		況																							
三木市		吉川町																							
4 公民館		4 公民館																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央公民館</td> <td>三木市本町2丁目2番10号</td> </tr> <tr> <td>別所町公民館</td> <td>三木市別所町西這田1丁目10番地</td> </tr> <tr> <td>志染町公民館</td> <td>三木市志染町井上173番地</td> </tr> <tr> <td>細川町公民館</td> <td>三木市細川町豊地55番地の1</td> </tr> <tr> <td>口吉川町公民館</td> <td>三木市口吉川町殿畑144番地</td> </tr> <tr> <td>緑が丘町公民館</td> <td>三木市緑が丘町3丁目38番地</td> </tr> <tr> <td>自由が丘公民館</td> <td>三木市志染町西自由が丘1丁目595番地</td> </tr> <tr> <td>青山公民館</td> <td>三木市志染町青山3丁目15番地の2</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	中央公民館	三木市本町2丁目2番10号	別所町公民館	三木市別所町西這田1丁目10番地	志染町公民館	三木市志染町井上173番地	細川町公民館	三木市細川町豊地55番地の1	口吉川町公民館	三木市口吉川町殿畑144番地	緑が丘町公民館	三木市緑が丘町3丁目38番地	自由が丘公民館	三木市志染町西自由が丘1丁目595番地	青山公民館	三木市志染町青山3丁目15番地の2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央公民館</td> <td>吉川町吉安246番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>分館 貸潮公民館（教育集会所を併設）</p>		名称	位置	中央公民館	吉川町吉安246番地
名称	位置																								
中央公民館	三木市本町2丁目2番10号																								
別所町公民館	三木市別所町西這田1丁目10番地																								
志染町公民館	三木市志染町井上173番地																								
細川町公民館	三木市細川町豊地55番地の1																								
口吉川町公民館	三木市口吉川町殿畑144番地																								
緑が丘町公民館	三木市緑が丘町3丁目38番地																								
自由が丘公民館	三木市志染町西自由が丘1丁目595番地																								
青山公民館	三木市志染町青山3丁目15番地の2																								
名称	位置																								
中央公民館	吉川町吉安246番地																								
		調整の具体的内容																							
		吉川町中央公民館（分館を含む。）は、三木市の公民館として引き継ぐ。																							

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い
調整内容	5 勤労青少年ホームについては、現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
5 勤労青少年ホーム	5 勤労青少年ホーム	現行のとおりとする。	
(1) 開館・休館時間等	なし		
ア 開館時間			
平日	午前9時～午後9時30分		
日曜日	午前9時～午後5時		
イ 休館日	毎週火曜日・祝日・年末年始(12月28日～1月4日)		
(2) 施設概要			
ア 事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・講座等の開催 定期講座 文化系6講座、スポーツ系1講座 短期講座 ・大会等の開催 ・三木太鼓出演依頼受付・許可、太鼓の維持管理 三木太鼓は、ホーム所管のサークルで、市関連、地域自治会等の公の行事にのみ出演。また、出演依頼については、ホームで受付し、館長が許可する 太鼓の修繕等の維持管理、練習会場の借上げは市の費用で行う。 		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い
調整内容	6 市民運動場・町民体育館については、合併後1年を目途に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
6 市民運動場	6 町民体育館	合併後1年を目途に三木市の制度に統一する。	
(1) 開館・休館時間等	(1) 開館・休館時間等		
ア 開館時間 平日 午前9時～午後9時30分 日曜日 午前9時～午後5時	ア 開館時間 平日 午前8時30分～午後10時 日曜日 午前9時～午後5時		
イ 休館日 毎週火曜日・祝日・年末年始(12月28日～1月4日)	イ 休館日 毎週月曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)		
(2) 施設概要	(2) 施設概要		
ア 利用等	ア 利用等		
<ul style="list-style-type: none"> ・みっきいネット及び窓口で利用申請を受付け、許可し、使用料を徴収する。 ・利用申請は、利用月の前月の7日から受付する。 ・優先利用 単位競技協会・連盟等が主催する大会について、年間の利用調整(日程、使用施設)を行う。 通常利用のうち、定期利用団体の利用調整(曜日、時間、利用面)を行う。 ・使用料の減免 利用調整した単位競技協会・連盟等主催の大会について、その使用料の一部又は全部を減免する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予約は利用しようとする日の属する月の前月の20日から開始する。利用申請は、窓口受付のみ。 ・利用申請は利用日前7日までに提出する。 ・優先利用 町等、学校等、体育協会、町の各団体が主催する事業等 ・使用料の減免 優先利用できる団体等及び義務教育該当年齢者の使用料の全部を減免する。 		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い
調整内容	<p>7 野外活動振興事業（三木ホースランドパーク エオの森）については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>8 市（町）主催のスポーツ大会については、現行のとおりとする。体育協会等が主催する大会については、両市町の体育協会及び種目協会等に委ねる。</p>		
現		況	
三木市		吉川町	
<p>7 野外活動振興事業（三木ホースランドパーク エオの森）</p> <p>(1) 目的 市内の学校及び団体等が教育を目的(自然学校を含む)として使用する場合、利用料金の一部を負担する。</p> <p>(2) 事業等</p> <p>ア 野外活動事業育成負担金の助成 利用料金の一部を助成する。</p>		<p>7 野外活動振興事業 なし</p>	
<p>8 各種スポーツ大会</p> <p>(1) 市主催</p> <p>ア スポーツ大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民家庭バレーボール大会 自治会単位でチーム編成をして出場するバレーボール大会 ・ふれあいスポーツデー 誰でも楽しめるレクリエーションスポーツ大会の実施 ・市民ハイキング 体育の日に、市民対象にハイキングを実施 <p>イ みっきいふれあいマラソン ファミリーの部(1, 2 km)から三木の市街地をコースとする10キロまでのマラソン大会の実施</p> <p>(2) 体育協会主催 市長杯大会補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年水泳大会 ・市民ソフトボール大会 ・少年サッカー大会 ・家庭婦人招待バレーボール大会への支援 		<p>8 各種スポーツ大会</p> <p>(1) 町主催 なし</p> <p>(2) 体育協会主催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春のあるこう会、秋のあるこう会 季節を楽しむ町外ハイキングコース等で実施 ・町民ソフトボール大会 町内在住・在勤(男女別)で編成されたチーム ・よかわふれあいマラソン大会(種目協会共催) 活動センター周辺コース10部門(参加者町内外不問) 	
調整の具体的内容			
<p>合併時に三木市の制度を適用する。</p> <p>現行のとおりとする。 体育協会等が主催する大会については、両市町の体育協会及び種目協会等に委ねる。</p>			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い
現		況	
三木市		吉川町	
		調整の具体的内容	
<p>(3) 種目協会主催（主な主催大会のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトテニス協会 市民春季・夏季大会、市民会長杯・市長杯大会、市民選手権大会 ・陸上競技協会 小学生陸上競技選手権大会、三美地区駅伝競走大会 ・野球協会 三木市長旗学童大会、市長杯野球大会、県大会三木予選等 ・卓球協会 市民大会、市民ランク別大会、みっきいオープン大会 ・バレーボール協会 市民バレーボール大会、9人制大会、6人制総合選手権、家庭バレーボール大会、家庭婦人バレーボール大会 ・剣道連盟 別所公春まつり剣道大会、級位認定審査会、剣道形講習会 ・柔道協会 別所公春まつり柔道大会、市民柔道大会 ・空手道連盟 別所公春まつり空手道大会、寒稽古 ・水泳協会 市民水泳大会、市民冬季水泳大会 ・サッカー協会 市長杯少年大会、フットサル大会 ・バドミントン協会 市民大会、三木オープン大会 ・ソフトボール協会 市民大会、会長杯大会、他大会三木予選 		<p>(3) 種目協会主催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バレーボール協会 地区対抗バレーボール大会、町民バレーボール大会 ・バスケットボール協会 さざんか杯、町民バスケットボール大会 ・サッカー協会 少年サッカーフェスティバル ・グラウンド・ゴルフ協会 町グラウンド・ゴルフ大会 ・ゲートボール協会 町民ゲートボール大会 ・軟式野球協会 町民軟式野球大会 ・ウォーキング大会実行委員会 ウォーキング大会 	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い
現 況			調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
<ul style="list-style-type: none"> ・テニス協会 三木オープン大会、市民セミオープン大会 ・バスケットボール協会 三木3オン3大会、市民大会、ミニバス大会 ・ゲートボール協会 市長杯大会、三木サザ賞大会 ・弓道協会 三木市弓道大会、定例射会 <p>この他にも大会が開催されている。 開催費用は、市費からは支出していない。</p>			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い
調整内容	9 財団法人三木市スポーツ振興基金の事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
9 財団法人三木市スポーツ振興基金 (1) 目的 地域住民の間に広く、体育・スポーツの振興を図ることにより、心身ともに健全な市民の育成と、明るく豊かな地域社会の建設に寄与する。 (2) 事業等 ア 指導者の育成 バレーボール指導者研修会 サッカー指導者研修会 イ 競技力向上（選手強化）のための事業 卓球・陸上・剣道・ソフトテニス等強化練習会 ウ 選手派遣に対する助成事業 近畿大会（中学生に限り県総体）以上の大会に出場する場合に、経費の一部を負担する。 エ スポーツ団体の育成事業 少年スポーツ大会（全11競技）の実施 オ 体育スポーツに対する調査研究及び情報提供 (3) 基 金 基本金 2億円	9 スポーツ振興財団等 なし	合併時に三木市の制度を適用する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い	
調整内容	10 スポーツクラブ21については、現行のとおりとする。			
現 況		調整の具体的内容		
三 木 市		吉 川 町		
10 スポーツクラブ21	<p>(1) 目 的 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の住民が、小学校区を基本単位としたそれぞれの地域で、身近な施設である学校体育施設などを拠点として、自主的に、様々なスポーツを楽しめる環境をつくる。</p> <p>(2) 設置状況 別所、緑が丘、三木東、三木西、青山、自由が丘東、自由が丘西、口吉川、細川、志染 計 全10地区</p> <p>(3) 活動内容 ア スポーツ教室の実施 イ 定例活動 ウ スポーツイベントの開催 エ 講習会の開催 オ 事務局長会の開催 市内全10クラブの事務局長が集まり、情報交換や共通理解を図る。</p>	10 スポーツクラブ21	<p>(1) 目 的 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の住民が、小学校区を基本単位としたそれぞれの地域で、身近な施設である学校体育施設などを拠点として、自主的に、様々なスポーツを楽しめる環境をつくる。</p> <p>(2) 設置状況 東吉川、中吉川、上吉川、みなぎ台 計 全4校区</p> <p>(3) 活動内容 ア 年間計画に基づく定期的スポーツ活動、スポーツ行事の実施 イ 他の機関・団体等が開催する大会等への参加 ウ 会員相互の親睦を図るための交流行事の開催 エ 健康・体力の増進を目指す健康相談・体力テスト等の開催 オ 地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施</p>	現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い
調整内容	11 吉川町の地区体育推進員については、活動方法を自治会等による自主運営に移行する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
11 地区体育推進員 地域の自主運営組織の中の委員として、町民体育祭やスポーツイベントの参加を地域住民に働きかけるとともに、運営等に携わる。	11 地区体育推進員 (1) 目 的 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及振興に努め、地域住民の体力向上と健康増進を図るとともにスポーツを通じての仲間づくり、地域づくりに寄与する。 (2) 委員数 45人(各地区に1人) (3) 任 期 2年間(地区により異なる。) (4) 委託料 年間 20,000円/地区 (5) 活動内容 ア 地域住民の健康・体力づくりの活動を推進 イ 町民体育祭の企画、運営 ウ 町等主催の各種スポーツ大会に地域住民の参加の働きかけ	吉川町の地区体育推進員については、活動方法を自治会等による自主運営に移行する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い
調整内容	12 文化財については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
12 文化財 (1) 指定文化財 市の重要な文化財を市指定文化財に指定し、保護を図るとともに、県指定の申請を行う。また、指定文化財の所有者（管理者）の保存、管理負担の軽減を図るため経費の一部を補助する。 ア 市指定文化財 考古資料2件 建造物2件 絵画1件 史跡1件 無形民俗1件 イ 県指定文化財 建造物1件 工芸品2件 考古資料1 ウ 国指定文化財 建造物1件3棟 彫刻 1件 エ 登録文化財 建造物1件	12 文化財 (1) 指定文化財 町の重要な文化財を町指定文化財に指定し、保護を図るとともに、県指定の申請を行う。また、指定文化財の所有者（管理者）の保存、管理負担の軽減を図るため経費の一部を補助する。 ア 町指定文化財 歴史資料1件 工芸品2件 イ 県指定文化財 建造物1件 工芸品1件 考古資料1件 民俗資料1件 歴史資料1件 ウ 国指定文化財 建造物4件	合併時に三木市の制度に統一する。 吉川町文化財保護条例に基づき指定された文化財については、合併後三木市文化財保護審議会に諮り、三木市指定文化財に指定替えする。	

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 3市町村で実施している生涯学習関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努めることとする。 (2) 佐伯町及び吉和村の指定文化財については、原則として、廿日市市に引き継ぐものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1. 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。 2. 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	生涯学習フェスティバル、成人式、文化祭は、それぞれ一本化して実施するが、生涯学習フェスティバルは関宿町で同時に開催している他の事業と分離して開催することとし、また、成人式、文化祭の具体的内容等については、それぞれ実行委員会を組織して決定する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	ア 豊浦町公民館は、職員を配置した地区公民館とする。また、豊浦町公民館内の図書室は、市立図書館分館とする。 イ 豊浦町の地域公民館活動助成事業及び、地域子ども会交流大会については、当分の間、現行どおりとする。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。 ウ 豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整する。また、豊浦町のミズバショウ・オニバス管理委託事業については、現行どおり新市へ引継ぎ、合併後、新市で調整する。 エ 新発田市の学生緊急援助資金貸付事業及び、豊浦町の奨学金貸付制度は、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。 ただし、両市町の現行制度の適用を受けているものについては、継続して貸付を行う。

協議第42号

各種事務事業（市町立学校等の通学区域）の取扱いについて

各種事務事業（市町立学校等の通学区域）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年9月27日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	市町立学校等の通学区域の取扱い
調整内容	小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 通学区域について 学校規模、通学区域等を総合的に考慮して、市立学校の適正な設置を行うとともに、通学上の安全性、通学距離、自治会組織等を勘案の上、学校区の指定を行う。 (1) 市立学校 小学校 13校 中学校 7校	1 通学区域について 学校規模、通学区域等を総合的に考慮して、町立学校の適正な設置を行うとともに、通学上の安全性、通学距離、自治会組織等を勘案の上、学校区の指定を行う。 (1) 町立学校 小学校 4校 中学校 1校	現行のとおりとする。	

参 考 資 料

三木市

小学校名	区 域	中学校名
三樹小学校	福井(2005番地以上の地番の区域を除く。)、福井1丁目~3丁目、末広1丁目~3丁目、本町1丁目1番~2番、本町1丁目3番、4番の一部、本町2丁目~3丁目、上の丸町1番~10番、上の丸町11番の一部、別所町高木字大山及び近藤	三木中学校
平田小学校	跡部、加佐、平田、大村、鳥町	
三木小学校	府内、府内町、芝町、本町1丁目3番、4番の一部、本町1丁目5番~7番、上の丸町11番の一部、上の丸町12番~14番、久留美、岩宮	
	大塚、大塚1丁目~2丁目、君が峰町、宿原(1263番地の区域を除く。)、与呂木、平井	三木東中学校
別所小学校	別所町(小林、近藤及び高木字大山を除く。)	別所中学校
志染小学校	志染町(吉田のうち自由が丘小学校の校区とする区域、高男寺のうち緑が丘東小学校の校区とする区域、広野、西自由が丘、中自由が丘、東自由が丘並びに青山地区を除く。)	志染中学校
口吉川小学校	口吉川町	星陽中学校
豊地小学校	細川町の内瑞穂、中里を除く区域	
瑞穂小学校	細川町の内瑞穂、中里に属する区域	
緑が丘小学校	緑が丘町東1丁目、中1丁目~2丁目、西1丁目~5丁目、本町1丁目~2丁目、志染町四合谷(自由が丘東小学校の校区とする地番の区域を除く。)及び志染町広野8丁目	緑が丘中学校
緑が丘東小学校	緑が丘町東2丁目~4丁目、中3丁目及び志染町青山1丁目~7丁目、志染町高男寺の内、字滝ヶ谷1番地、62番地、字甚兵衛ヶ谷748番地、字寺ヶ谷762番地~764番地、志染町広野の内1丁目~8丁目を除く区域	
自由が丘小学校	自由が丘本町1丁目~3丁目、志染町の内吉田1234番地、1241番地、1242番地及び1248番地(1248番地の6、1248番地の7及び1248番地の8は除く。)の地番の区域、西自由が丘、中自由が丘1丁目及び3丁目、東自由が丘3丁目(自由が丘東小学校の校区とする区域は除く。)	自由が丘中学校
自由が丘東小学校	志染町の内東自由が丘1丁目、2丁目及び3丁目の内354番地、377番地から595番地まで及び610番地の1の一部の地番の区域、中自由が丘2丁目、四合谷の内1番地から82番地までの地番及び614番地の地番の区域	
広野小学校	志染町広野1丁目~7丁目 別所町小林地番の区域 宿原地番の内、1263番地の地域 福井の内、2005番地以上の地番の地域 さつき台1丁目~2丁目	三木東中学校

参 考 資 料

吉川町

小学校名	区 域	中学校名
東吉川小学校	稲田・金会・福吉・毘沙門・市野瀬・東田・楠原・豊岡・南豊岡・南水上・北水上・奥谷・緑台	吉川中学校
中吉川小学校	吉安上・吉安下・大沢・大畑・鍛冶屋・貸潮・渡瀬・出晴・山上・長谷・上松・田谷・法光寺・湯谷・西奥・米田・古市・有安・ひばりが丘	
上吉川小学校	新田・上荒川・畑枝・福井・富岡・前田・上中・古川・実楽	
みなぎ台小学校	みなぎ台北・みなぎ台東・みなぎ台南・みなぎ台中・みなぎ台第5	

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	通学区域は、両市町で実施している学区制度を維持する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し、新市の通学区域の見直しを行う。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	学校の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、区域外通学の取扱いについては、弾力的な運用に努める。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	通学区域については、新町に引き継ぐ。

提案第43号

各種事務事業（国際交流事業）の取扱いについて

各種事務事業（国際交流事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月27日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	国際交流事業の取扱い
調整内容	姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 姉妹都市・友好都市	1 姉妹都市・友好都市	合併後も交流を継続する。	
(1) 姉妹都市名	パイセリア市（アメリカ・カリフォルニア州）	(1) 友好都市名	コロワ市（オーストラリア・ニューサウスウェールズ州）
(2) 提携年月日	昭和41年10月15日	(2) 提携年月日	平成9年4月11日
(3) 合意内容	相互の文化、産業の交流を図ると共に、両市の友好を深める。	(3) 合意内容	両市町間の交流を図り、両市町民の相互の理解と友好親善に努め、両市町の繁栄に寄与し、両市町間の友好と信頼の絆を築く。
(4) パイセリア市の概況	人口約100,000人 サンフランシスコとロスアンゼルスのおぼ中間に位置し、綿・ぶどう・オレンジ等の農業とその加工工業が盛んな都市	(4) コロワ市の概況	人口約11,000人 シドニー市の西南約500kmにある酪農・農業都市
(5) 交流事業	・親善使節団の派遣 ・交換学生の派遣・受入 ・公式行事への招致等	(5) 交流事業	・親善訪問団の派遣 ・高校生の派遣・受入 ・公式行事への招致等

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 国際交流事業のうち高校生訪問団派遣・受け入れ事業等については、合併後速やかに実施内容を調整する。外国旗掲揚事業及び外国人留学生奨学金支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 同名姉妹都市交流については、合併時まで調整する。 2 国際交流については、事業としては新町に引き継ぎ、内容は新町において調整する。

提案第 4 4 号

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 9 月 2 7 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 福祉タクシー、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 重度身体障害者移動支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 はり等施術助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 重度心身障害者（児）介護手当支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、吉川町の現在の対象者については、平成 1 8 年度末までに統一する。
- 6 手話通訳者設置・派遣事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い
調整内容	1 福祉タクシー、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 福祉タクシー、福祉バス券交付事業	1 福祉タクシー、福祉バス券交付事業	合併時に三木市の制度を適用する。	
(1) 福祉タクシー	なし		
タクシー料金の初乗り料金を助成する。	(H16.4.1現在)		
ア 対象者 身体障害 1～2級 1,162人	参考：対象者 身体障害 1～2級 148人		
知的障害 A判定 176人	知的障害 A判定 20人		
精神障害 1級 18人	精神障害 1級 3人		
計 1,356人	計 171人		
イ 助成内容 初乗り料金 560円/回			
(月4枚 年間48枚)			
ウ 支給状況 平成15年度実績 3,912,160円			
(2) 福祉バス			
神姫バス、神姫ゾーンバス、神戸電鉄、タクシーの乗車料金を助成する。			
ア 対象者 70歳未満の以下条件を満たす人(70歳以上は高齢者福祉バスの対象となる。)			
第1種身体障害 745人	第1種身体障害 78人		
知的障害 A判定 176人	知的障害 A判定 20人		
精神障害 1級 18人	精神障害 1級 3人		
計 939人	計 101人		
イ 助成内容 バス・電車回数券 3,300円分			
タクシー券 3,000円分			
ウ 支給状況 平成15年度実績			
バス 1,237,300円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い
調整内容	2 重度身体障害者移動支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
2 重度身体障害者移動支援事業 車椅子や移動寝台に乗ったまま乗降できるリフト付きタクシーの運行に対し、タクシー業者に介助費を助成するとともに利用者の初乗り料金を助成する。	2 重度身体障害者移動支援事業 なし	(H16.4.1現在) 参考：対象者 身体障害 1～2級 148人 知的障害 A判定 20人 計 168人	合併時に三木市の制度を適用する。
(1) 対象者 身体障害 1～2級 1,162人 知的障害 A判定 176人 計 1,338人			
(2) 助成内容 初乗り料金 650円/回 (月4枚 年間48枚) タクシー運行業者 700円/回			
(3) 支給状況 平成15年度実績 666,900円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い
調整内容	3 住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		

現 況		調整の具体的内容																																						
三 木 市	吉 川 町																																							
<p>3 高齢者等住宅改造助成事業（身体障害者等分） 身体障害者手帳（1～6級）、療育手帳（A，B判定）を所持する方で日常生活の利便を図るため、住宅を改造する費用の一部を助成する。</p> <p>(1) 改造箇所と助成対象限度額</p> <table border="1"> <tr><td>浴室、洗面所</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>便所</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>玄関</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>廊下、階段</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>居室</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>台所</td><td>100,000円</td></tr> </table> <p>ただし、合計500,000円を限度とする。</p> <p>(2) 助成率</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>生計中心者が、市民税非課税世帯か均等割のみ課税世帯</td><td>対象限度額の1/2</td></tr> <tr><td>生計中心者が、市民税所得割課税世帯か所得税課税世帯</td><td>対象限度額の1/3</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 助成状況 平成15年度実績 7件 944,000円</p>	浴室、洗面所	400,000円	便所	300,000円	玄関	200,000円	廊下、階段	100,000円	居室	100,000円	台所	100,000円	区 分	補助率	生計中心者が、市民税非課税世帯か均等割のみ課税世帯	対象限度額の1/2	生計中心者が、市民税所得割課税世帯か所得税課税世帯	対象限度額の1/3	<p>3 住みよい福祉のまちづくり住宅補助事業（身体障害者等分） 身体障害者手帳（1～6級）、療育手帳（A，B判定）を所持する方で日常生活の利便を図るため、住宅を改造する費用の一部を助成する。</p> <p>(1) 改造箇所と助成対象限度額</p> <table border="1"> <tr><td>浴室、洗面所</td><td>500,000円</td></tr> <tr><td>便所</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>玄関</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>廊下、階段</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>居室</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>台所</td><td>250,000円</td></tr> </table> <p>ただし、合計1,000,000円を限度とする。</p> <p>(2) 助成率</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>生計中心者が、町民税非課税世帯か均等割のみ課税世帯</td><td>対象限度額の3/3</td></tr> <tr><td>生計中心者が、町民税所得割課税世帯</td><td>対象限度額の2/3</td></tr> <tr><td>生計中心者が、所得税課税世帯</td><td>対象限度額の1/2</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 助成状況 平成15年度実績 3件 303,000円</p>	浴室、洗面所	500,000円	便所	300,000円	玄関	250,000円	廊下、階段	250,000円	居室	300,000円	台所	250,000円	区 分	補助率	生計中心者が、町民税非課税世帯か均等割のみ課税世帯	対象限度額の3/3	生計中心者が、町民税所得割課税世帯	対象限度額の2/3	生計中心者が、所得税課税世帯	対象限度額の1/2	<p>合併時に三木市の制度に統一する。</p>
浴室、洗面所	400,000円																																							
便所	300,000円																																							
玄関	200,000円																																							
廊下、階段	100,000円																																							
居室	100,000円																																							
台所	100,000円																																							
区 分	補助率																																							
生計中心者が、市民税非課税世帯か均等割のみ課税世帯	対象限度額の1/2																																							
生計中心者が、市民税所得割課税世帯か所得税課税世帯	対象限度額の1/3																																							
浴室、洗面所	500,000円																																							
便所	300,000円																																							
玄関	250,000円																																							
廊下、階段	250,000円																																							
居室	300,000円																																							
台所	250,000円																																							
区 分	補助率																																							
生計中心者が、町民税非課税世帯か均等割のみ課税世帯	対象限度額の3/3																																							
生計中心者が、町民税所得割課税世帯	対象限度額の2/3																																							
生計中心者が、所得税課税世帯	対象限度額の1/2																																							

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い
調整内容	4 はり等施術助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 5 重度心身障害者（児）介護手当支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、吉川町の現在の対象者については、平成18年度末までに統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
4	はり等施術助成事業 身体障害者の方が兵庫県はり、きゅう、マッサージ師会三木支部に加盟している施術所ではり、きゅう、マッサージ、あんま、指圧の施術を受ける場合、費用の一部を助成する。 (1) 対象者 身体障害者手帳1～6級を所持する者 2,465人 (2) 助成内容 助成利用券 1,500円/回（年間12枚） (3) 助成状況 平成15年度実績 540,000円	4 はり等施術助成事業 なし (H16.4.1現在) 参考：対象者 身体障害者手帳1～6級を所持する者 336人	合併時に三木市の制度を適用する。
5	重度心身障害者（児）介護手当支給事業 重度障害者（児）の介護者に手当を支給して、経済的負担の軽減と福祉の向上を図る。 (1) 対象者 居宅で6か月以上寝たきりの状態で、日常生活で常時介護を必要とする65才未満の身障手帳1・2級所持者又は療育手帳A判定の方を介護されている者に支給する。ただし、障害者が65歳未満の時よりこの手当の支給が行われている場合は、その障害者が65歳となった後も支給対象とする。 ただし、所得制限がある。 (2) 支給内容 10,000円/月（県基準額） (3) 助成状況 平成15年度 支給者数 92人 支給額 10,690,000円	5 重度心身障害者（児）介護手当支給事業 重度障害者（児）の介護者に手当を支給して、経済的負担の軽減と福祉の向上を図る。 (1) 対象者 居宅で6か月以上寝たきりの状態で、日常生活で常時介護を必要とする65才未満の身障手帳1・2級所持者又は療育手帳A判定の方を介護されている者に支給する。ただし、障害者が65歳未満の時よりこの手当の支給が行われている場合は、その障害者が65歳となった後も支給対象とする。 ただし、所得制限がある。 (2) 支給内容 15,000円/月（県基準額に5,000円を上乗せ） (3) 助成状況 平成15年度 支給者数 15人 支給額 2,580,000円	合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、吉川町の現在の対象者については、平成18年度末までに統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い
調整内容	6 手話通訳者設置・派遣事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
6 手話通訳者設置・派遣事業 手話通訳者の設置・派遣を行い、手話通訳により聴覚障害者等の福祉の向上を図る。 (1) 手話通訳者の設置 ・聴覚障害者等に対する手話相談 ・手話通訳者派遣のコーディネート 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 三木市役所 3階 第5相談室 (2) 手話通訳者の派遣 ・聴覚障害者が公的機関や医療機関などに出かけるときや講演会などに手話通訳者を派遣 派遣回数 267回(平成15年度) (3) 委 託 先 三木市登録手話通訳者協会(現登録者18人)	6 手話通訳者設置・派遣事業 なし	合併時に三木市の制度を適用する。	

関係法令

身体障害者福祉法

(目的)

第1条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第2条 すべての身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべての身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するように努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

知的障害者福祉法

(目的)

第1条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第1条の2 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	3市町村で実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、福祉制度の充実に努めることとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成は、両市町で対象者や支給額に違いがあるので、住民に有利な野田市の制度に統一する。 ・心身障害者福祉作業所の運営は、それぞれの施設について現行のとおりとする。 ・知的障害者授産施設「あすなる職業指導所」、肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」、知的障害児通園施設「こだま学園」、重度障害者通所施設「野田市立あおい空」、知的障害者更正施設「野田市立こぶし園」の送迎については、各施設でそれぞれ増車した場合、1台当たり年間800万円の委託料が必要となることから、バスの共用を図り対応する。（あすなる、こぶし、あおい空で1台増車（年間委託料約1,400万円）、あさひ、こだまで1台増車（年間委託料約800万円）。） ・身体障害者更正援護施設措置費は、両市町とも同様に事業実施をしており、現行のとおりとする（負担割合は、市1/2、町1/4と相違があるため、合併に伴い市の負担額は従前の両市町の負担金の合計額より増える）。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 豊浦町の重度心身障害者手当制度については、廃止する。 ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。</p> <p>イ 豊浦町の在宅重度心身障害者介護手当制度については廃止し、新発田市の在宅重度心身障害者見舞金制度を適用する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国又は県の障害者福祉事業(補助事業)については、現行のとおり新市において実施する。 2 町単独障害者福祉事業については、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。 ただし、障害者福祉計画は、合併後新市において策定する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者基本計画については、新町において新たに策定する。 2 心身障害者小規模通所援護事業については、新町に引き継ぐ。各施設への助成については合併後に再編する。 3 知的障害者地域生活支援事業については、新町に引き継ぐ。

提案第 4 5 号

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 9 月 2 7 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 児童手当については、現行のとおりとする。
- 2 児童扶養手当については、現行のとおりとする。
- 3 児童センター、児童館については、現行のとおりとする。
- 4 保育所保育料については、平成 1 8 年度から統一する。
- 5 市町立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 1 8 年度から制度を統一する。
- 6 次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時に三木市の計画に統一する。
- 7 家庭児童相談室については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 8 肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の前日に脱退する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い
調整内容	1 児童手当については、現行のとおりとする。 2 児童扶養手当については、現行のとおりとする。		
	現	況	調整の具体的内容
	三木市	吉川町	
1 児童手当	(1) 支給対象者 小学校第3学年終了前児童を養育する者(所得制限あり) (2) 手当額 第1~2子 月 5,000円/人 第3子以降 月10,000円/人 (3) 支給方法 口座振替、窓口払 (4) 支給月 2・6・10月の各5日(年3回) (5) 支給状況 2,540人 (平成15年度、対象は就学前児童を養育する者)	1 児童手当 (1) 支給対象者 小学校第3学年終了前児童を養育する者(所得制限あり) (2) 手当額 第1~2子 月 5,000円/人 第3子以降 月10,000円/人 (3) 支給方法 口座振替 (4) 支給月 2・6・10月の各10日(年3回) (5) 支給状況 288人 (平成15年度、対象は就学前児童を養育する者)	現行のとおりとする。
2 児童扶養手当	(1) 支給対象者 父親のいない家庭又は父親が極めて重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母で18歳(到達年度末)までの児童を養育している母親等 (2) 手当額 第1子 月42,000円~9,910円/人 第2子 月 5,000円/人 第3子以降 月 3,000円/人 (3) 支給方法 口座振替 (4) 支給月 4・8・11月の各11日(年3回)、随時 (5) 支給状況 466人 (平成15年度)	2 児童扶養手当(県事業) (1) 支給対象者 父親のいない家庭又は父親が極めて重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母で18歳(到達年度末)までの児童を養育している母親等 (2) 手当額 第1子 月42,000円~9,910円/人 第2子 月 5,000円/人 第3子以降 月 3,000円/人 (3) 支給方法 口座振替 (4) 支給月 4・8・11月の各11日(年3回)、随時 (5) 支給状況 19人 (平成15年度)	現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会・教育部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い	
調整内容	3 児童センター、児童館については、現行のとおりとする。			
現 況		調整の具体的内容		
三 木 市		吉 川 町		
3 児童センター	<p>(1) 目的 児童に健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成助長を図る。</p> <p>(2) 開館・休館時間等</p> <p>ア 開館時間 午前9時～午後5時30分(ただし、土曜日は、午前9時～午後0時30分)</p> <p>イ 休館日 毎週日曜日・祝日・年末年始(12月28日～1月4日)</p> <p>ウ 利用要件 ・市内の児童及びその保護者又は扶養義務者 ・地域子ども会、母親クラブ等児童の健全関係団体 (就学前の子どもは、保護者の付き添いが必要)</p>	3 児童館	<p>(1) 目的 児童に健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成助長を図る。</p> <p>(2) 開館・休館時間等</p> <p>ア 開館時間 午前9時～正午・午後1時～午後4時30分</p> <p>イ 休館日 毎週日・月曜日・祝日(こどもの日を除く。)・年末年始(12月29日～1月3日)</p> <p>ウ 利用要件 ・町内外の児童及びその保護者又は扶養義務者 (就学前の子どもは、保護者の付き添いが必要)</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>開館・休館時間等については、合併後速やかに検討する。</p>

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会・教育部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い	
調整内容	4 保育所保育料については、平成18年度から統一する。			
現 況		調整の具体的内容		
三 木 市		吉 川 町		
4 保育所保育料（別表1参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料算定基準年齢 4月1日現在の満年齢 ・保育料世帯の階層 14階層 （世帯階層区分は、国の保育所徴収金基準表(7階層)より細かく定義している。） ・入所の日の属する月から退所の日の属する月までの分を徴収する。（納付 毎月25日に口座振替） 	4 保育所保育料（別表1参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料算定基準年齢 4月1日現在の満年齢 ・保育料世帯の階層 7階層 （世帯階層区分は、国の保育所徴収金基準表に準じている。） ・入所の日の属する月から退所の日の属する月までの分を徴収する。（納付 毎月26日に口座振替） 	平成18年度から統一する。 統一する保育料については、国の基準の改定等を勘案し、検討する。

別表 1

三木市・吉川町保育料比較表（平成16年度）

階層区分				保 育 料 月 額 (単位:円)								
				3歳未満児			3 歳 児			4歳以上児		
三木市	吉川町	国	定義	三木市	吉川町	国	三木市	吉川町	国	三木市	吉川町	国
A	第1	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 0	第2	第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 1	第2	第2	A階層(第1階層)及びD階層(第4～第7階層)を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000	9,000	9,000	5,100	6,000	6,000	5,100	6,000	6,000
C 0	第3	第3	市町村民税課税世帯	11,700	18,500	18,500	9,900	15,500	15,500	9,900	15,500	15,500
C 1	第3	第3	均等割の額のみ の世帯	16,500	19,500	19,500	13,500	16,500	16,500	13,500	16,500	16,500
C 2			所得割の額のある 世帯	17,900			14,700			14,700		
D 1	第4	第4	25,000円未満	20,400	30,000	30,000	16,800	27,000	27,000	16,800	27,000	27,000
D 2			64,000円未満	26,100			23,100			23,100		
D 3	第5	第5	112,000円未満	30,000	44,500	44,500	27,000	29,100	41,500	27,000	27,900	41,500
D 4			160,000円未満	38,800			33,100			30,000		
D 5	第6	第6	284,000円未満	44,500	51,400	61,000	39,300	30,200	58,000	33,100	28,200	58,000
D 6			408,000円未満	52,600								
D 7	第7	第7	560,000円未満	57,500	53,900	80,000	31,600	77,000	28,800	77,000		
D 8			560,000円以上	61,000								

(注)

- 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、2人目の児童は上記金額の2分の1、3人目以降は上記金額の10分の1（三木市は100円未満切捨て、吉川町及び国の基準は10円未満切捨て）
- 三木市のB0階層（吉川町及び国の基準の第2階層）は、市町村民税非課税世帯であって、次に掲げる世帯にその児童が属している場合に適用する。
 - 母子及び父子世帯
 - 身体障害者手帳及び療育手帳の所有者がいる世帯
 - 特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している世帯
 - 要保護が必要と認められた世帯（国の基準はなし）
- 三木市のC0階層（吉川町及び国の基準の第3階層）は、市町村民税課税世帯であって、前項各号に掲げる世帯にその児童が属している場合に適用する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会・教育部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い	
調整内容	5 市町立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度から制度を統一する。			
現		況		
三木市		吉川町		
5 市立保育所 (1) 保育所名・定員 ・上の丸保育所 90名 ・別所保育所 90名 ・志染保育所 75名 (2) 保育時間・休業日等 ア 保育時間 平日 午前7時30分～午後6時30分 土曜日 午前8時～午後1時 イ 休業日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月4日)・年度末(3月30日～4月2日) (3) 給食 ・月～土曜日まで実施 (4) 延長保育 ア 延長保育時間 平日 午後6時30分～午後7時 イ 延長保育料 月額 1,000円 別途 おやつ代 日額 100円		5 町立保育所 (1) 保育所名・定員 ・吉川保育所 90名 (2) 保育時間・休業日等 ア 保育時間 平日 午前7時～午後6時 土曜日 午前7時～午後6時 イ 休業日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) (3) 給食 ・月～金曜日まで実施 (4) 延長保育 ア 延長保育時間 平日 午後6時～午後7時 イ 延長保育料 月額 2,500円(おやつ代を含む。)		保育所については、次のとおりとする。 (1) 現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 平成18年度から吉川町の制度に統一する。 (3) 平成18年度から三木市の制度に統一する。 (4) 平成18年度から吉川町の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い
調整内容	6 次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時に三木市の計画に統一する。 7 家庭児童相談室については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
6 次世代育成支援対策推進行動計画 (1) 行動計画の策定内容(5年毎) ア 地域における子育ての支援 イ 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 ウ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 エ 子育てを支援する生活環境の整備 オ 職業生活と家庭生活との両立支援 カ 子ども等の安全の確保 キ 要保護への対応など決め細やかな取り組みの推進 ・福祉サービスの目標事業量の設定		6 次世代育成支援対策推進行動計画 (1) 行動計画の策定内容(5年毎) ア 地域における子育ての支援 イ 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 ウ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 エ 子育てを支援する生活環境の整備 オ 職業生活と家庭生活との両立支援 カ 子ども等の安全の確保 キ 要保護への対応など決め細やかな取り組みの推進 ・福祉サービスの目標事業量の設定	
7 家庭児童相談室 (1) 目的 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るために、児童問題全般にわたり、専門的な相談指導を実施する。 (2) 内容 ・電話又は来庁による面接相談 ・保育所在園児の相談(発達) ・保育士研修(障害児保育) ・家庭児童相談員(嘱託)2名 週3日勤務		7 家庭児童相談室 なし	
		調整の具体的内容	
		合併時に三木市の計画に統一する。 計画準備段階より情報を共有しながら計画を策定する。	
		合併時に三木市の制度を適用する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い
調整内容	8 肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の前日に脱退する。		
現		況	
三木市		吉川町	
8 北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合 わかあゆ園 加入していない	8 北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合 わかあゆ園 (1) 目的 肢体不自由児の機能を治療するとともに独立自活に必要な知識技能を習得し、親子共々将来にわたり幸せにすこやかに育つ支援として事務組合に加入している。	8 北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合 わかあゆ園 (1) 目的 肢体不自由児の機能を治療するとともに独立自活に必要な知識技能を習得し、親子共々将来にわたり幸せにすこやかに育つ支援として事務組合に加入している。	
参考：三木市の対象児 高砂児童学園 4人 市内保育所 32人 遊びの教室 14人 その他通所していない障害児 約10人	(2) 組合の概要 ア 所在地 加東郡滝野町下滝野 1283-1 イ 管理者 滝野町長 ウ 組合加入市 西脇市・小野市・加西市・社町・滝野町・東条町・中町・加美町・八千代町・黒田庄町・吉川町 エ 負担金 2,561,000円(平成15年度実績) 均等割20/100・人口割80/100 オ 選出議席 1席 カ 組合議会 年2～3回	調整の具体的内容 肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。 吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の前日に脱退する。	
	(3) 通園状況 ア 就学前児 2名		

関係法令

児童手当法

(支給要件)

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

- (1) 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
イ 3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。以下同じ。）
ロ 3歳に満たない児童を含む2人以上の児童
- (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者
- (3) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。

（3歳以上小学校第3学年修了前の児童に係る特例給付）

附則第7条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

- (1) 次のイ又はロに掲げる児童（以下「小学校第3学年修了前特例給付支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
イ 3歳以上の児童であつて9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「3歳以上小学校第3学年修了前の児童」という。）
ロ 3歳以上小学校第3学年修了前の児童を含む2人以上の児童
- (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校第3学年修了前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者
- (3) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校第3学年修了前特例給付支給要件児童であるときに限る。

児童扶養手当法

(支給要件)

第4条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）を管理する町村長は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当を支給する。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

児童福祉法

(保育の実施)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

4 市町村は、第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

5 市町村は、第1項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第56条

1～2 (省略)

3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

次世代育成支援対策推進法

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 保育内容については、廿日市市の例による。ただし、保育終了時間については、佐伯町の例による。</p> <p>(2) 保育料については、3市町村のバランスと保育事業における財源への影響に留意しながら、新たな保育料を設定することとする。なお、月の中途における入退園の場合の保育料計算方法については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から日割計算の方法に統一する。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育料は、本来であれば、階層区分が簡素化され、国基準に近い関宿町の設定が望ましいが、野田市では14年2月に保育料引き上げを見送る方針を固めたばかりであるため、環境が整うまでの間の措置として、野田市の基準に合わせることにする。 ・保育所の職員配置基準は、両市町で違いがあるが、当面は両市町の現行の制度で実施し、将来は基準を統一する。 ・学童保育所保育料は、最高のD階層を除き、野田市の方が手厚く設定されていることから、野田市の基準に合わせることにする。 ・学童保育所は、両市町で違いがあるので、野田市の制度に統一する。ただし、閉所時間については、市民にとって有利な関宿町の制度を適用する。 ・母子福祉推進員協議会は、合併後の補助金については、野田市の現在の補助額を交付する。母子福祉推進員に対する報償金については、両市町の金額に違いがあるので、野田市の金額に統一する。 ・児童扶養手当の支給は、児童扶養手当法によることから、対象者や手当額等支給の内容に違いはないが、本年8月より支給事務の権限が千葉県より市に委譲され、これに伴い県が負担していた事業費(全体の1/4)を市が負担することになるため、合併後は、関宿町分の事業(1/4)も新市が負担することとなる。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の制度に基づく児童手当等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 放課後児童クラブについては、合併時に内容を再編し実施する。 3 福祉年金支給事業については、受給資格を調整し実施する。 4 児童館については、合併時に利用時間等の調整を行う。 5 保育関係事業については <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法人(私立保育園)助成事業は、合併時に再編する。 (2) 公立保育園は、現行どおり新市に引き継ぐ。 (3) 保育料は、減免措置も含め合併時に調整するが、合併後も国の基準及び近隣市町を参考に見直しを行う。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公立(町立)保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時までに新町計画として策定する。 2 学童保育事業については、合併時に再編する。 3 その他母子・父子対策事業については、合併後に再編する。 4 保育所施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。受入内容については、合併時に再編する。 5 保育料及び減免規定については、合併時に再編する。 6 延長保育事業及び一時保育事業については、合併時に再編する。 7 保育所バス運行については、新町に引き継ぐ。利用料については、合併時までに調整する。

提案第46号

各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて

各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月27日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として形を変えて存続する。
- 2 三木市総合保健福祉センター、吉川町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。
- 3 吉川町の健康プールについては、現行のとおりとする。
- 4 吉川町の健康医療相談所については、現行のとおりとする。
- 5 成人・老人保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 6 母子保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 7 予防接種事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 8 高齢者インフルエンザ事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い	
調整内容	1 三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として形を変えて存続する。			
現 況		調整の具体的内容		
三 木 市		吉 川 町		
1 健康福祉フェスティバル	<p>目 的 すべての人が共に生きることを求めて支えあい、一人ひとりが健康で生きがいを持って生きることができる地域を築く。</p> <p>主催者 三木市、実行委員会</p> <p>開催日 毎年8月下旬～9月上旬の日曜日</p> <p>会 場 三木市文化会館、みっきいホール</p> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・式典、講演 ・健康福祉イベント ・健康チェック ・健康相談 ・ふれあいステージ ・福祉バザー ・模擬店 ・施設作品展・販売 ・各実施団体コーナー ・スタンプラリー 	1 健康福祉まつり	<p>目 的 健康福祉のあり方を住民のひとりひとりが自分のこととしてとらえ、みんなで助け合い支え合う「共に生きる地域・町づくり」を考える場とする。</p> <p>主催者 吉川町</p> <p>開催日 毎年6月下旬の土曜日</p> <p>会 場 吉川町健康福祉センター</p> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・式典、講演 ・健康福祉イベント ・健康チェック ・健康相談 ・各種団体コーナー ・福祉バザー 	三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として、形を変えて存続する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い
調整内容	2 三木市総合保健福祉センター、吉川町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。 3 吉川町の健康プールについては、現行のとおりとする。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
2 三木市総合保健福祉センター	(1) 開館・休館時間等 ア 開館時間 月～土曜日 午前9時～午後10時 日曜・祝日 午前9時～午後5時 イ 休館日 毎月第4月曜日・年末年始(12月29日～1月3日) (2) 施設概要 ア 施設内容 <ul style="list-style-type: none"> ・研修室、栄養指導室 ・会議室、談話室、視聴覚室、健康教育室 ・体力測定室 ・リラックスコーナー ・休日歯科診療所 ・医師会事務所 ・歯科医師会事務所 ・福祉公社 	2 吉川町健康福祉センター (1) 開館・休館時間等 ア 開館時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 イ 休館日 毎週土・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) (2) 施設概要 ア 施設内容 <ul style="list-style-type: none"> ・健康プール ・健康医療相談所 ・児童館 ・コミュニティホール ・ミーティングルーム ・調理実習室 ・セミナールーム ・あすなる作業所 	現行のとおりとする。 施設の名称については、合併までに検討する。
3 健康プール なし		3 健康プール(健康福祉センター 地下1階) (1) 開館・休館時間等 ア 開館時間 火～土曜日 午前9時～正午と午後1時30分～午後4時30分 イ 休館日 毎週日・月曜日・祝日(こどもの日を除く。)・年末年始(12月29日～1月3日) (2) 施設概要 ア 目的 町民の健康増進とリハビリ等 イ 施設内容 <ul style="list-style-type: none"> ・プール(15m×5m 深さ1.2m) ・幼児用プール(深さ0.5mの変形プール) 水中歩行等の運動指導等がある。	現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い
調整内容	4 吉川町の健康医療相談所については、現行のとおりとする。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
4 健康医療相談所 なし		4 健康医療相談所(健康福祉センター 2階) (1) 開館・休館時間等 ア 開館時間 月～金曜日 午前9時～午後5時 イ 医師相談 水・金曜日 午後2時～午後4時 ウ 休館日 毎週土・日曜日・祝日・年未年始(12月29日～1月3日) (2) 施設概要 ア 目的 平成12年度より町民の疾病予防や健康づくりの拠点として開設し、町民が気軽に健康・医療について医師と相談し、生活習慣病を予防することにより、国保医療費の削減につなげる。 イ 事業等 ・一般個別健康相談 ・生活習慣病予防相談(個別運動教室) ・個別禁煙相談 ・肝炎相談(肝炎ウイルス検診) ・骨粗しょう症予防相談 ・はたちの健診 ウ 料金 ・相談 無料 ・検査料(70才以上無料) 血液検査 1,000円 血圧脈波検査 600円 肺機能検査 600円 骨密度検査 500円	現行のとおりとする。 利用者を三木市まで拡大する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目		健康づくり事業の取扱い	
調整内容		5 成人・老人保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。					
現 況				調整の具体的内容			
三 木 市				吉 川 町			
5 成人・老人保健事業				5 成人・老人保健事業			
区分	検診内容等	対象者	料 金	区分	検診内容等	対象者	料 金
基本健康 診査(町ぐるみ健診)	身体計測、検尿、血圧測定、血液検査、健康相談、問診、心電図検査、眼底検査、診察 ・実施回数 地区 15回 総合保健福祉センター 11回 計 26回 ・実施月 6月～12月	16歳以上	1,200円 (40歳・50歳・70歳以上・市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)	基本健康 診査(町ぐるみ健診)	身体計測、検尿、血圧測定、血液検査、総合問診、心電図検査、眼底検査、診察 ・実施回数 健康福祉センター 5回 ・実施月 7月・2月	20歳以上	1,000円 (70歳以上・町民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)
がん検診	胃がん検診(胃部X線間接撮影)	35歳以上	1,200円	がん検診	胃がん検診(胃部X線間接撮影)	40歳以上	700円
	肺がん検診(胸部X線間接撮影)	16歳以上	300円		肺がん検診(胸部X線間接撮影)	40歳以上	100円
	肺がん検診(喀痰細胞検査)	40歳以上	500円		肺がん検診(喀痰細胞検査)	40歳以上	500円
	大腸がん検診(便潜血検査)	40歳以上	500円		大腸がん検診(便潜血検査)	40歳以上	300円
	子宮がん検診(子宮頸部細胞診)	30歳以上	1,200円		子宮がん検診(子宮頸部細胞診)	30歳以上	800円
	前立腺がん検診(血液検査)	50歳以上	1,000円		前立腺がん検診(血液検査)	50歳以上	1,000円
	乳がん検診(マンモグラフィ・視触診)	40歳以上	3,000円		乳がん検診(マンモグラフィ)	40歳以上	1,000円
	・上記いずれも、町ぐるみ健診時に実施		(上記いずれも、40歳・50歳・70歳以上・市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)		乳がん検診(視触診)	30～39歳	200円
平成18年度から三木市の制度に統一する。 町ぐるみ健診と併せて実施する。							

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目		健康づくり事業の取扱い		専門部会名 健康福祉部会	
現 況				現 況				調整の具体的内容	
三 木 市				吉 川 町					
区 分	検診内容等	対象者	料 金	区 分	検診内容等	対象者	料 金		
骨粗しょう症検診	超音波骨密度測定 ・町ぐるみ健診時に実施	30歳以上	1,000円 (40歳・50歳・70歳以上・市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)	骨粗しょう症検診	超音波骨密度測定 ・健康医療相談所にて骨粗しょう症予防相談として実施	30歳以上	500円 (70歳以上・町民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)	平成18年度から三木市の制度に統一する。町ぐるみ健診と併せて実施する。	
歯周病疾患検診	問診・歯科検診・口腔内診査・歯科保健指導 ・検診回数 総合保健福祉センター(11回)	40歳以上	500円	歯周病疾患検診	問診・歯科検診・歯科衛生指導 ・2月町ぐるみ健診時に実施(1回)	40歳 50歳	無 料	平成18年度から三木市の制度に統一する。町ぐるみ健診と併せて実施する。	
肝炎ウイルス検診	節目健診 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳 節目外検診 過去に広範な外科的処置を受けたが定期的に肝機能検査を受けていない人、過去に肝機能異常を指摘されたが検査を受けていない人等 要指導者検診 基本健診受診者 上記いずれも ・問診・採血 ・町ぐるみ健診時に実施		1,000円 (40歳・50歳・70歳以上・市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)	肝炎ウイルス検診	節目検診 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳 節目外検診 過去に広範な外科的処置を受けたが定期的に肝機能検査を受けていない人、過去に肝機能異常を指摘されたが検査を受けていない人等 要指導者検診 基本健診受診者 上記いずれも ・問診・採血 ・町ぐるみ健診時に実施		1,000円 (70歳以上・町民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)	平成18年度から三木市の制度に統一する。町ぐるみ健診と併せて実施する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い
調整内容	6 母子保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
6 母子保健事業	6 母子保健事業	平成18年度から三木市の制度に統一する。実施場所は、現行のとおりとする。吉川町健康福祉センターで実施する場合は、乳幼児健康診査をまとめて実施する。	
(1) 1歳6か月児健康診査	(1) 1歳6か月児健康診査		
ア 対象者 三木市内に住所を有する1歳6か月児とする。やむを得ない場合は、1歳6か月に達し2歳を超えない範囲の児童	ア 対象者 吉川町内に住所を有する1歳6か月児～1歳9か月児		
イ 実施場所 総合保健福祉センター	イ 実施場所 健康福祉センター		
ウ 実施回数 毎月1回(概ね第2木曜日)	ウ 実施回数 年4回(5月・8月・11月・2月の第2又は第3木曜日)		
エ 健診項目	エ 健診項目		
・身体計測	・身体計測		
・問診	・問診		
・診察	・診察		
・歯科検診及び歯科指導	・歯科検診及び歯科指導		
・健診結果説明	・健診結果説明(保健相談)		
・必要に応じて、心理相談、栄養相談、保育相談	・必要に応じて、栄養相談、発達相談		
(2) 3歳児健康診査	(2) 3歳児健康診査		
ア 対象者 三木市内に住所を有する満3歳を超え満4歳に達しない幼児	ア 対象者 吉川町内に住所を有する3歳～3歳3か月児		
イ 実施場所 総合保健福祉センター	イ 実施場所 健康福祉センター		
ウ 実施回数 毎月1回(概ね第2金曜日)	ウ 実施回数 年4回(6月・9月・12月・3月の第2木曜日)		
エ 健診項目	エ 健診項目		
・身体計測	・身体計測		
・問診	・問診		
・診察	・診察		
・歯科検診	・歯科検診		
・健診結果説明	・健診結果説明		
・眼の写真撮影	・眼の写真撮影		
・保育士による設定遊び	・指導厚生員による設定遊び		
・尿検査	・尿検査		
・必要に応じて、心理相談、栄養相談、保育相談	・必要に応じて、栄養相談、保育相談		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		関係項目	
各種事務事業の取扱い		健康づくり事業の取扱い	
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
<p>(3) 乳児集団健康診査</p> <p>ア 対象者 三木市内に住所を有する4か月児(月別)</p> <p>イ 実施場所 総合保健福祉センター</p> <p>ウ 実施回数 毎月1回(概ね第4水曜日)</p> <p>エ 健診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測 ・問診 ・診察 ・健診結果説明及び保健指導 ・栄養相談 		<p>(3) 乳児集団健康診査</p> <p>ア 対象者 吉川町内に住所を有する4か月児(3~4か月)・7か月児(7~8か月)・1歳児(各月別)</p> <p>イ 実施場所 健康福祉センター</p> <p>ウ 実施回数 月1回(概ね第2火曜日)</p> <p>エ 健診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測 ・問診 ・診察 ・健診結果説明及び保健指導 ・栄養相談 	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い
調整内容	7 予防接種事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
7 予防接種事業（個別実施）		7 予防接種事業（個別実施）	平成18年度から三木市の制度に統一する。 ただし、当面は三木市内医療機関でも接種できることとする。
(1) 三種混合		(1) 三種混合	
対象者 第1期（初回） 生後3～90か月未満（3～8週間隔で3回）		対象者 第1期（初回） 生後3～90か月未満（3～8週間隔で3回）	
第1期（追加） 生後90か月未満（初回終了後、12～18か月後で1回）		第1期（追加） 生後90か月未満（初回終了後、12～18か月後1回）	
実施場所 三木市内の実施医療機関		実施場所 三木市、吉川町、三木市内の実施医療機関	
(2) 麻しん・風しん		(2) 麻しん・風しん	
対象者 生後12～90か月未満（1回）		対象者 生後12～90か月未満（1回）	
実施場所 三木市内の実施医療機関		実施場所 三木市、吉川町、三木市内の実施医療機関	
(3) 日本脳炎		(3) 日本脳炎	
対象者 第1期（初回） 満3歳から90か月未満（1～4週間隔で2回）		対象者 第1期（初回） 満3歳から90か月未満（1～4週間隔で2回）	
第1期（追加） 生後90か月未満（初回終了後、1年後で1回）		第1期（追加） 生後90か月未満（初回終了後、1年後で1回）	
第2期（追加） 小学校4年生（1回）		第2期（追加） 小学校4年生（1回）	
第3期（追加） 中学校3年生（1回）		第3期（追加） 中学校3年生（1回）	
実施場所 三木市内の実施医療機関		実施場所 三木市、吉川町、三木市内の実施医療機関	
(4) 二種混合		(4) 二種混合	
対象者 小学校6年生（1回）		対象者 小学校6年生（1回）	
実施場所 三木市内の実施医療機関		実施場所 三木市、吉川町、三木市内の実施医療機関	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い
調整内容	8 高齢者インフルエンザ事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
8 高齢者インフルエンザ事業	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三木市内に住所を有する満65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定める者 <p>実施場所 北播磨の実施医療機関</p>	<p>8 高齢者インフルエンザ事業</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉川町内に住所を有する満65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定める者 <p>実施場所 北播磨・三田市の実施医療機関</p>	<p>平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、三木市内の医療機関でも接種できることとし、公費負担は統一する。</p>

関係法令

母子保健法

(知識の普及)

第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

(保健指導)

第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊婦、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(健康診査)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- (1) 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- (2) 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

予防接種法

(目的)

第1条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(予防接種の定義及び予防接種を行う疾病の範囲)

第2条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「一類疾病」という。）は、次に掲げるものとする。この法律において「一類疾病」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ジフテリア
- (2) 百日せき
- (3) 急性灰白髄炎
- (4) 麻しん
- (5) 風しん
- (6) 日本脳炎
- (7) 破傷風
- (8) 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「二類疾病」という。）は、インフルエンザとする。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

（定期予防接種の実施）

第3条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（第9条において「保健所を設置する市」という。）にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

（予防接種等に要する費用の支弁）

第21条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）の支弁とする。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とする

（実費の徴収）

第24条 第3条第1項の規定による予防接種を行つた者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 各種健診事業（成人、乳幼児）については、廿日市市の例による。ただし、対象者については、次のとおりとする。</p> <p>ア 成人に係る各種健診事業については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する。</p> <p>イ 乳幼児集団健診事業については、佐伯町の対象者を合併後1年以内に廿日市市の例に統一する。なお、吉和村の対象者については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 予防接種事業及び結核予防事業については、廿日市市の例による。ただし、接種方法（個別接種、集団接種）については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 3市町村で実施している各種保健事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めることとする。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1. 保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。</p> <p>2. 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査等の各種検診は、委託先等実施方法で両市町の内容に違いがあるので、基本的に野田市の制度を適用する。乳がん検診のマンモグラフィー検査、成人歯科検診は、野田市では実施していないので、関宿町の内容を野田市にも適用する。関宿町の胃がん検診車は医師会で確保する。 ・骨粗鬆症検診は、野田市の方式に統一する。（現在、健康づくりフェスティバルにおいて実施していることから、この方法は継続し、その他の方法として骨密度測定器を購入し、保健事業の中で実施するほか、ロビーにコーナーを設け、常時測定できるような自己検診の体制をとる。）

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 母子保健事業、成人・老人保健事業及び健康づくり事業については、新市において実施することを基本とし、事業内容(対象者・実施回数・個人負担等)を合併時に調整する。 ただし、母子保健計画は合併後新市において策定する。また、母子保健推進員制度及び健康づくり推進協議会は再編し、新市に設置する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	(1) 母子保健事業(訪問事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 母子保健事業(相談事業、健診事業)の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。 (3) 予防接種事業については、新市発足時に再編する。 (4) 成人・老人保健事業(集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドック受診助成事業)については、新市発足時に再編する。 (5) 成人・老人保健事業(個別健康教育・相談事業)については、新市発足時に西脇市の例により統合する。 (6) 健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 予防接種事業については、合併時に再編する。 2 健康づくり推進協議会については、合併後速やかに再編する。報酬については、特別職の身分の取り扱いとして、別途調整する。 3 保健衛生推進委員会については、合併後に再編する。 4 母子保健推進委員会については、合併時に廃止する。

提案第47号

各種事務事業（都市計画関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（都市計画関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月27日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 都市計画については、合併後5年以内に調整する。
- 2 開発指導については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	建設部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	都市計画関係事業の取扱い	
調整内容	1 都市計画については、合併後5年以内に調整する。			
現 況		調整の具体的内容		
三 木 市		吉 川 町		
<p>1 都市計画</p> <p>(1) 都市計画区域（都市計画決定権者：兵庫県）</p> <p>ア 都市計画区域名：東播都市計画 A = 約7,446ha その他の区域（細川町及び口吉川町）は、都市計画区域外 A = 約4,567ha</p> <p>(2) 区域区分（都市計画決定権者：兵庫県）</p> <p>ア 区域区分の指定 あり 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のある都市計画区域 A = 約7,446ha 内 訳 市街化区域 A = 約1,257ha 市街化調整区域 A = 約6,189ha</p> <p>(3) 地域地区（都市計画決定権者：三木市）</p> <p>ア 用途地域の指定 あり 市街化区域内に11種類の用途地域を指定 準住居地域の指定はなし 特別用途地区等の指定なし</p> <p>(4) 三木市都市計画マスタープラン（策定者：三木市） 策定年月：平成12年3月</p> <p>(5) 東播都市計画区域マスタープラン（都市計画決定権者：兵庫県） 決定告示年月日：平成16年4月13日</p>		<p>1 都市計画</p> <p>(1) 都市計画区域（都市計画決定権者：兵庫県）</p> <p>ア 都市計画区域名：吉川都市計画 A = 約5,645ha（町全域都市計画区域）</p> <p>(2) 区域区分（都市計画決定権者：兵庫県）</p> <p>ア 区域区分の指定 なし 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のない都市計画区域 A = 約5,645ha</p> <p>(3) 地域地区（都市計画決定権者：吉川町）</p> <p>ア 用途地域の指定 なし 用途地域の指定はなし</p> <p>(4) 吉川町都市計画マスタープラン（策定者：吉川町） 策定年月：策定中</p> <p>(5) 吉川都市計画区域マスタープラン（都市計画決定権者：兵庫県） 決定告示年月日：平成16年4月13日</p>		<p>合併後5年以内に調整する。</p> <p>都市計画区域指定については、一体的なまちづくりを行うため、新市において速やかに調査研究を行い調整する。</p> <p>市都市計画マスタープランについては、新市の総合計画に基づいて、現行の計画をベースに新市において策定する。</p>

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 建設部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	都市計画関係事業の取扱い
調整内容	2 開発指導については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
2 開発指導要綱	2 開発指導要綱	2 開発指導要綱	合併時に三木市の制度に統一する。 吉川町において、合併時までには開発指導等を行い、事前協議、都計法第32条協議を終えているもの及び許可を得ているものに対しては現行のとおりとする。 また、合併時までには開発指導等を行い吉川町と事前協議中のものについては、合併後の指導変更箇所を説明し、三木市開発指導要綱により継続協議を行う。
(1) 目的 宅地造成事業又は建築事業を行おうとする事業者に対し、公共施設等の整備に関し適正な施行と必要な協力を要請するための負担基準を定め、開発区域内外の環境保全に努めるとともに、調和のとれた市域の開発を図り、もって市の健全な発展と秩序あるまちづくりに寄与することを目的とする。	(1) 目的 開発事業を行おうとするすべての事業者に対し、関連公共施設等の整備に関し特別の協力を求めるとともに、公害の防止、生活環境の保全に努めることにより無秩序な開発の抑制を図り、町の健全な発展と秩序ある整備を促進し、もって町民のための良好な生活環境を保全することを目的とする。	(1) 目的 開発事業を行おうとするすべての事業者に対し、関連公共施設等の整備に関し特別の協力を求めるとともに、公害の防止、生活環境の保全に努めることにより無秩序な開発の抑制を図り、町の健全な発展と秩序ある整備を促進し、もって町民のための良好な生活環境を保全することを目的とする。	
(2) 最終改正年月 平成12年11月(施行平成13年1月)	(2) 最終改正年月 平成8年4月(施行平成8年4月)	(2) 最終改正年月 平成8年4月(施行平成8年4月)	
(3) 適用範囲 ・開発区域の面積が1,000㎡以上の宅地造成事業 ・都市計画法第29条の許可を要する事業 ・宅地造成事業を伴う地上3階以上又は高さ10m以上の建築物の建築事業	(3) 適用範囲 ・500㎡以上の開発区域を有する開発事業(都市計画法・宅地造成等規制法等)又は2戸以上の建築事業 ・500㎡以下の開発区域を有する開発事業であっても、階数が3階以上又は高さが9m以上の建築事業及び3年以内の継続事業	(3) 適用範囲 ・500㎡以上の開発区域を有する開発事業(都市計画法・宅地造成等規制法等)又は2戸以上の建築事業 ・500㎡以下の開発区域を有する開発事業であっても、階数が3階以上又は高さが9m以上の建築事業及び3年以内の継続事業	
(4) 事前協議・指導 ・事業着手前に事業者と事前協議を実施し、事業が開発指導要綱に定められた技術基準に適合するよう指導する。 ・当該事業が他法令等に抵触しないか、周辺環境に影響を及ぼさないか等を検討し必要に応じて事業者を指導する。	(4) 事前協議・指導 ・事業着手前に事業者と事前協議を実施し、事業が開発指導要綱に定められた技術基準に適合するよう指導する。 ・当該事業が他法令等に抵触しないか、周辺環境に影響を及ぼさないか等を検討し必要に応じて事業者を指導する。	(4) 事前協議・指導 ・事業着手前に事業者と事前協議を実施し、事業が開発指導要綱に定められた技術基準に適合するよう指導する。 ・当該事業が他法令等に抵触しないか、周辺環境に影響を及ぼさないか等を検討し必要に応じて事業者を指導する。	

関係法令

都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市計画関係参考資料

1 都市計画マスタープランとは

平成4年の都市計画法の改正により、市町村自らが定める都市計画のマスタープランとして「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（いわゆる都市計画マスタープラン）が創設されました。この都市計画マスタープランは、産業、社会構造の急速な変化、そして、少子高齢化や人々の価値観・生活様式の多様化など社会の大きな流れに対応して、「まち」をゆとりと豊かさが真に実感できる場として整備し、快適で望ましい将来都市像に向けたまちづくりを進めるために、市町村の総合計画や都道府県が定める整備・開発又は保全の方針に即して、住民との合意形成を図りながら都市整備の目標を明らかにするものです。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 佐伯町の佐伯都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、緑地保存などは、合併後、新市において見直しを図る。 ・都市計画土地利用については、関宿町の市街化区域内農地は合併後、宅地並みの課税となるが、生産緑地の指定を受けたものは一般農地に準じた課税となるため、両市町で連携を図り、情報提供を行ないながら、指定の手続き作業を進める。 ・都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例は、両市町の内容に違いがあるので、野田市の条例を適用する。なお、市街化調整区域の開発可能な区域を新たに条例化することについては、新市において実態調査等を実施したうえで総合的なまちづくりの観点から判断する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画区域指定については、一体的なまちづくりを行うため、新市において速やかに調査研究を行い調整する。 2 現在施工中の事業並びに都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 3 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づいて、現行の計画をベースに新市において策定する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づき新市において策定する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画区域指定については、合併後速やかに調整する。 2 都市計画道路、都市公園及び都市下水道については、新町に引き継ぐ。 3 都市計画マスタープラン・緑の基本計画については、新町において新たに策定する。 4 都市計画審議会については、合併後に再編する。 報酬については特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。